



東京税理士会日本橋支部会報

第152号

平成30年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 坂下 眞一郎

編集人 広報部長 増田 和弘

印刷 (株) 税 経



山梨県の昇仙峡からの富士山

謹賀新年

本年もよろしくお願いいたします

東京税理士会 日本橋支部

支部長 坂下眞一郎
副支部長 佐々木則司
副支部長 井上 眞一
副支部長 須佐 正秀
副支部長 滝口 利子
総務部長 結城 昌史
研修部長 引地 栄二
広報部長 増田 和弘

厚生部長 櫻井 和儀
組織部長 竹田 修
経理部長 森 一郎
綱紀監察部長 佐藤 宗石
税務支援対策部長 土田 一夫
法対策委員長 渡辺 英樹
情報システム委員長 濱川 久子
租税教育推進委員長 小原 正寛

平成30年元旦

東京税理士会

理事 安田 信彦
理事 青木 久直
理事 梅田 文江
理事 高橋美津子
理事 大澤 昭人

目次

- | | | | |
|------------------------|---|----------------------|----|
| ・支部長挨拶 坂下眞一郎…………… | 2 | 鈴木幸信、佐藤嘉光、渡辺英樹、天野 肇、 | |
| ・日本橋税務署長挨拶 中村 恭介…………… | 3 | 今井信吾、菅原一道、渡辺春樹 | |
| ・研究論文「印紙税今昔」小林 幸夫…………… | 4 | ・特集 野球部優勝の軌跡…………… | 14 |
| ・随筆…………… | 6 | ・各部だより…………… | 18 |
| ・年男・年女…………… | 9 | ・支部会員異動のお知らせ…………… | 25 |



新年のご挨拶

さかした しん いち ろう
支 部 長 坂 下 眞 一 郎

明けましておめでとうございます。

東京税理士会日本橋支部の皆様には恙無く新年を迎えられ、健やかに過ごしのことと思います。天皇陛下の御退位まで、国民はこれから平成最後の日々をどのような思いで送るのでしょうか。2020年のオリンピックは新元号で迎えるわけで、新元号が気になるところです。去年は新設校の土地取得に関する問題、北朝鮮のミサイル発射、波乱の衆議院選挙などがありました。学校事業は一部の利権のためであってはず、北朝鮮に対する経済圧力は関係各国の政治力学に依らねば成立しません。今後中国の発言権がますます強くなるなか、日本が目指す発展のためにはどのような策を取るべきなのでしょう。本年の情勢が気になります。

さて、昨年6月の定期総会で支部長に就任して早半年がたちました。支部長としてまだ力不足ですが、優秀な、4名の副支部長、8名の部長、3名の委員長、29名の幹事、2名の監事、5名の理事に支えてもらって毎月の幹事会、関連8団体共同の“税を考える週間行事”、“第一ブロック協議会”等を何とか終えることが出来ました。ご担当頂いた副支部長、部長はじめ幹事の皆様はこの場をお借りして御礼申し上げます。各団体との行事に、大勢の中の1人としてではなく、支部長として参加する厳しさをヒシヒシと感じています。

昨年の活動報告としては、11月2日にホテルグランドパレスで開かれた東京税理士会と第一ブロック（麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布）の連絡協議会があります。毎年秋に担当支部を持ち回りで開催されますが、今回は麹町支部が担当支部でした。今回のテーマは「第一ブロックの視点から税理士会の現状と問題点を探る」で、次の二つの問題が議題となりました。

1. 税理士業務のあり方について

国の働き方改革が進められるなかで、一般の会社員がインターネットを利用しての自宅で確定申告作業が認められるようになってきました。しかし税理士は、これを行うと法で禁じられており二カ所事務所と認定されてしまう問題があります。東京税理士会に対して、二カ所事務所とはならないという統一見解を出してほしいという要望が集まりました。

2. 税理士事務所の事業承継について

支部の相互扶助制度は独禁法違反の容疑が濃いという懸念があります。たとえば、1、2か月病気で業務が不可能となり、業務を個別に知人税理士に頼むと名義貸し問題になる可能性があるのです。高齢化社会で税理士も高齢化しています。税理士本人がボケた場合も想定する懸案事項です。事業承継に関する会員への啓蒙が必要でしょう。

ブロック協議会が行われるまでの、担当支部の膨大な資料集めのご苦労と横山麹町支部長の大変さがよくわかりました。協議会の毎年開催見直しの意見も出ました。

また、我が日本橋支部の親睦活動を振り返りますと特筆すべきは、野球部が秋の第124回野球大会で通算8回目の優勝を果たしたことでしょう。私の支部長就任後初めての大会でしたが、中央区役所で中学生の税の作文協議会があり、残念ながら決勝戦は最後まで応援できず、胴上げは春の大会までお預けとなりました。私の在任中は勝ち続けてほしいと願っています。支部長は自動的にカラオケ部員になり年1度の発表会で歌わないといけないとのことで、10月14日パセラリゾーツグレースバリ上野にて、高橋会員、久野会員に助けられながら歌いました。支部ではこのほか、暮れに第312回を開催したゴルフ部、テニス部、ボーリング部、囲碁部の活動も活発です。ご興味のある方はご参加して下さい。確定申告明けの明治座観劇会は、今年は3月28日に予定していますのでご応募下さい。

研修部では月に1回以上研修会を開催しています。多くの会員にご利用いただき、義務化になりました研修時間36時間を達成できますようお願いしております。

年が明けると間もなく、平成29年分の所得税、贈与税の申告が始まります。税務支援対策部の方のお力を借り、日本橋公会堂で開催している無料相談会は2月1日より15日の間で行います。又、平成27年度より始めた支部独自の相談会は、去年は広報不足と日本橋税務署が大手町の仮庁舎に一時移転した関係で、相談者が多くありませんでした。今年は3月に3日間開催しますが、相談者数によっては今後を考えたいと思います。納税者の申告のお手伝いが少しでも出来たら幸いです。相談員をお引き受けいただいた会員には御自身の業務の忙しい中、ご協力頂きまして、心より御礼申し上げます。



年頭のご挨拶

なか むら きょう すけ
日本橋税務署長 中村 恭介

平成30年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

坂下支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政全般に渡り、深いご理解と多大なご協力を賜っております。誌面をお借りして、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、昨年定期人事異動から、早いもので半年が経ち、その間、日本橋地域の様々な活動に参加させていただく機会にも恵まれ、その折々で「日本橋」という歴史と伝統のある街を活動に参加した皆様と共に肌で感じさせていただきました。

そのような中、日本橋税務署は耐震工事が終了し平成29年9月19日（火）から日本橋堀留町の本庁舎で執務を開始しております。仮庁舎での執務期間中、会員の皆様方にはご不便をお掛けしましたが、引き続き税務行政へのご理解とご協力をお願いいたします。

ところで、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」とされております。この使命を果たすためには「納税環境の整備」と「適正かつ公平な税務行政の推進」が重要であると考えております。

「納税環境の整備」につきましては、それが直接的に納税者サービスの充実に繋がることから、国税庁においては、e-TaxなどICTを活用した、納税者にとって利便性の高い申告納税・納付手段の普及、充実に積極的に取り組んできております。e-Taxにつきましては、昨年1月からは、所得税法等による添付書類のイメージデータ送信が可能となりました。今後とも更なる利便性の向上に努めてまいります。

また、昨年末の定例連絡会で取り上げさせていただきました書面添付制度につきましては、税務行政の一層の円滑化等を図ることが期待されておりますとともに、税理士の皆様方に付与された権利の一つでもあります。当該制度の普及・定着を図っていくため、税務署におきましては、引き続

き添付書面を申告審理や準備調査等に活用するとともに、添付書面の記載内容に関しては積極的に意見聴取を実施してまいりますので、会員の皆様方には、書面添付を実践していただきますようお願いいたします。

他方、「適正かつ公平な税務行政の推進」につきましては、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱くことがないように、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むことが求められています。本年度におきましても、引き続き、富裕層やグローバル企業等の国際的な事案、租税回避への対応など、社会経済状況の変化に応じて、柔軟かつ適切に取り組んでいくこととしております。

年も改まり、間もなく平成29年分の所得税、復興特別所得税及び消費税の確定申告の時期を迎えます。日本橋税務署におきましては、平成30年2月14日（水）から3月15日（木）までの間、昨年と同様、麹町署、神田署、京橋署、江東西署、江東東署との6署合同で、中央区築地の東京国税局に申告書作成の合同会場を開設することとしております。交通の便等から、税理士会による「無料申告相談」を利用される方も多いことと思われます。ご担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けしますが、何卒よろしく願いたします。

結びに当たりまして、新年における東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





印紙税今昔



こばやし ゆき お
小林 幸夫

1 印紙税の沿革

印紙税は、1624年に、オランダで創設された税金である。

戦費調達のため、重税感を与えない良い税金はないかということで、賞金付きで国民に募集した結果、当選した税金と言われている。

ちなみに、考案した人の名は、「ヨハネスファンデンプルック」という方で、税務職員だったとのこと。

日本における印紙税は、1873年（明治6年）に制定された「受取諸証文印紙貼用心得方規則」（太政官布告）が始まりである。

所得税は明治20年、法人税は明治32年の創設であり、印紙税は、現存する国税としては、室町幕府時代に最初に課されたと言われる酒税に次ぐ古い歴史を持つ税金である。その後、明治32年から昭和42まで「旧印紙税法」が施行され、昭和42年に現行の「印紙税法」が施行された。

旧印紙税法の特色としては、①包括網羅主義の採用（財産権の創設又は移転等に関する文書のすべてを課税の対象とする）、②印紙の貼り漏れについて不ちょう付犯（ほ脱犯）制度の採用（故意過失を問わず罰する）、③通告処分制度の採用、などが挙げられる。

現行印紙税法の特色としては、①限定列举主義の採用（掲名された文書だけを課税の対象とする）、②印紙の貼り漏れについて過怠税制度の採用（過失犯の救済）、③通告処分制度の廃止、などが挙げられる。

なお、通告処分とは、税務署長と納税者との間の私和（和解）であり、通告処分（罰金相当額（脱漏税額の2倍）の賦課）を履行すれば、刑事告発はしないという処分であった。

ちなみに、旧印紙税法までは、印紙をちょう付していない証書は、裁判上の証拠となし得ないこととされていた。

2 印紙税の特色

印紙税は、文書課税方式を採用しているため、たとえ、高額な経済取引を行ったとしても、文書を作成しなければ、課税機会は発生しない。

また、限定列举主義（特定の20種類の文書を課税の対象とする）を採用していることから、文書を作成したとしても、課税対象外の文書（例えば、個別の売買契約書、委任契約書など）については、課税されない。

更に、電子媒体での送信（例えば、注文請書のメール送信）は、文書の作成交付行為がないから、課税機会は発生しない。

これらのことから、経済取引について中立（公平）ではなく、廃止すべきであるなどの批判も聞かれるところである。

これに加えて、印紙税の課否判断は難しい判例がほとんどなく法解釈論が成熟していないなどの意見もあり、印紙税に対する風当たりは、近年益々厳しくなっているようにも感じる。

しかしながら、印紙税の納税義務者（文書の作成者）は、原則として、課税文書に収入印紙を貼り付け、消印することにより納付することとされており、税務署に対する申告・納付を要しない全く自主的な納付形態を採っている。すなわち、徴税コストはゼロという極めて効率的な税金とも言えるのである。

3 印紙税調査の充実化と企業への影響

昭和57年より前は、印紙税調査は税務署だけで行っていたが、昭和57年から、国税局（間接諸税調査担当統括官等）でも行うようになった。

すなわち、印紙税調査の充実化等の観点から、原則として、資本金50億円以上の法人については、国税局が調査を担当することになった。

それ以前は、国税当局は印紙税調査に本腰を入れていなかったとも言えるのであろうが、この印

紙税調査の充実化等に伴い特に、国税局の所管となる比較的多数の課税文書を作成している企業などは、印紙税の節税対策を真剣に検討するようになったという経緯がある。

ところで、印紙税の課否判断の基本原則は、記載された文言等に基づいて判断するということであり、記載されていない文言等については、判断要素とはしていない。これは、印紙税が「文書課税」という課税形式を採用している以上、避けて通ることのできない宿命とも言えよう。

したがって、印紙税の節税策のみの観点からは、本来明記すべき約定文言等の記載を省略化するという模索が始まるのである。

一方、契約書を何故作成するかというと、言いたくないの争いを、すなわち、争訟を避けるためであろうから、そこでは細部にわたる客観的な約定が求められるはずである。

これらの片や省略化、片や詳細化という方向性は、本来相反するものである。ところが、一部の欲張りな文書の作成者は、印紙税が課税されない文書であって、かつ、争訟の際に確実な証拠となる文書の検討にいそしむのである。

このことは、課否判断の微妙な文書が増加するという現象、ひいては、印紙税の課否判断は難しいという風潮が広まることにつながるのである。

すなわち、課否判断の難しさは、企業の過度な節税策がその大きな一因になっているとも考えられるのである。

しかしながら、これに係る特効薬は存在しないと言っても過言ではなかろう。なぜならば、企業は絶えず節税策を模索するであろうし、また、契約書は作成するかどうかを含めて当事者の自由であり、作成するにしても、その形式、記載内容(記載文言等)は千差万別であるから、際限のない課否判断の繰り返しに発展することは容易に想像できよう。

なお、現実の問題としては、契約当事者双方が署名、押印する典型的な契約書(共同作成文書)ではなく、請書等の契約当事者の一方が作成する文書(単独作成文書)により課否判断の困難性が伴うのであるが、ここでは詳述を割愛する。

4 訴訟が皆無な事情

印紙税の訴訟事案は、最近では、平成27年の「判

取帳」に係る事案だけである。

なぜ、訴訟事案が極めて少ないのであろうか。

印紙税の課税対象となる文書に、収入印紙の貼り漏れがあった場合、法的には事後貼付は認められていない。この場合は、納税者は不納付事実の申出を行い、税務署からの過怠税の賦課決定を受けて納税する仕組みになっている。そして、印紙税の過怠税は原則、税相当額の3倍であるが、自主的な不納付の申出の場合は、その額は1.1倍に軽減されている。

ところで、印紙税調査において、国税当局が印紙の貼り漏れの一部を発見した場合は、その不納付の形態が収入印紙の再使用など悪質な場合を除いて、企業に対しその全容の自主点検(自主監査)、すなわち、自主不納付の申出を促し、1.1倍の過怠税を賦課決定することが実務の通例となっている。そして、この自主点検に応じない場合は、原則通り、税務署は全ての不納付事実を確認の上、3倍の過怠税を賦課決定することになる。

1.1倍と3倍の差異、また、全額が所得税法上の必要経費又は法人税法上の損金に該当しないことも考慮すれば、納税者側は、よほどの事情が存在しない限り、自主点検の道を選択するであろう。

自主的な不納付事実の申出は、課否判断に異論はない、1.1倍の賦課決定に異論はないという選択肢になることから、当然に争訟の道を放棄するという事に他ならない。

また、国税当局も自ら3倍の賦課決定をするとすると、争訟を念頭に精緻な検討及び細部の証拠固めが必要になろうが、1.1倍の自主不納付の申出であれば、そこまで厳密な検討を要しないという利点があると考ええる。

このように、1.1倍の過怠税の軽減制度は、納税者にとっても、国税当局にとっても、利得の多い制度であるから、結果として、争訟に発展するケースは皆無となるわけである。

なお、旧印紙税法の時代には、印紙の貼り漏れ事案については通告処分が行われていたが、納税資金が無い等の理由で処分不履行になると告発、すなわち、刑事事件に発展していたのである。そこで、旧印紙税法時代には、刑事事件としての訴訟事例が少なからず見受けられる。

5 雑感

印紙税行政に長く携わってきた筆者にとっては、印紙税はわが子のように愛おしい税金である。

そして、徴税コストゼロという優秀な税金である印紙税は、たとえ多少の批判はあるにせよ、暫くは生き延びて欲しいと思うのである。

折しも、我が国は超高齢化社会に差し掛かっており、高齢者の労働力をどう生かすかが喫緊の課題になっている。

印紙税の年齢は、140歳を超え、足腰は大分弱ってきてはいるが、軸足を2本にして懸命に頑張っている。

この健気な孝行老人を、人間の世界と同様に、上手く活用すべきではないかと思うのである。

昨今の印紙税に対する風評を勘案するに、印紙税については、一部改正すらやりにくい状況になっているのではないかと考える。

すなわち、現下の厳しい財政状況の下、財務省は印紙税の存続を図りたいと願っているはずであるが、改正審議となると、絶えず中立性(公平性)の観点からの見直しも叫ばれることになり、ひいては、廃止の議論を惹起しかねない藪蛇の事態に

なることも想定されるからである。

国税当局も、印紙税の執行の問題点等を良く理解し、調査に当たっては、印紙税に対する非難が助長されないような柔軟な運用方針をとっていると思われる。その一つが、「自主点検(自主監査)のしょうよう」ではなかろうか。

訴訟が皆無ということは、印紙税行政が上手く機能しているということの、一つの証左と考える。

なお、現実論として、請負契約書(課税)と委任契約書(不課税)のように、課否判断が難しい文書が一部存在することも事実ではあるが、課否判断の複雑化は、前述したとおり、企業の過度な節税策が大きな一因になっているのではないかと思うのである。

たかが「印紙税」、されど「印紙税」。

この孝行老人を上手く活用するためには、国税当局の柔軟な対応の踏襲と、企業の過度な節税策の自粛が不可欠と言えるのではなかろうか。

終わりに当たって、「研究論文」としてのオーダーであったが、「随筆」のレベルの内容に止どまってしまった。これについては、お正月というおめでたさに免じてご容赦いただきたい。

随 筆



正月の “定番”に思う

たぐち えいすけ
田口英亮

この話が新年号に載ると聞き、私の幼い頃の正月の過ごし方を思い出していた。私の一家の恒例といえば、「中華お節」であった。母方の祖父の実家に集い、馴染みの中華料理屋で予約したお節を、祖父母・両親・妹と共に囲んだ。特にお気に入りの「エビチリ」を祖父と分け合ったことをよく覚えている。それこそが私の定番であった。

そんな正月の話をしていたら、妻が「私は中学生くらいまで毎年マラソンに参加していた」と言っていた。妻の実家は静岡の小さな漁業の街にあった。

住民の多くは漁業に従事しており、漁の安全や大漁を願ってか、狭いエリアではあったのに多数の神社仏閣があったという。そのマラソンは元旦の早朝に漁港をスタートし、寺や神社をめぐり、たすきに朱印をもらってゴールの寺まで走るというものだった。

「元旦の朝は特別だった。格別に冷え込む気がするし、去年と呼ばれていた日から1日しか経っていないのに、なにか新たな気分になる」そう話す妻は、なんとなく楽しそうだった。何より、小学生の時分には冬休みの半ばの、しかも元旦に、仲のよい友人とマラソンに参加することが何よりワクワクしたそう。

スタートのコールがかかると、100人近くの参加者が一斉に走り出す。子どもも大人もお年寄りも…年齢も性別も関係なく、皆、たすきをかけ、各所へのお賽銭を手に順路通りに回っていく。覚

えている限りで5つ以上の寺・神社を回ったという。

友人と話しながら楽しく走っていても、ゴールが近づくと体力も奪われ、徐々に会話が減って真剣さが増す。息切れもし、もう諦めようかなと思うあたりで到着するのが、ゴールであるエリア内で最も大きな寺。その寺ですべて朱印が押された「たすき」を渡すと、子どもたちはお菓子の袋詰を参加賞としてもらえたそう。友人たちとその場でお菓子の一部を食べながら、寺で振る舞われるおしるこや甘酒を食べてから各自自宅に戻るのが定番だったという。元旦にひとつやりきったという達成感や高揚感にはないものだったと懐かしそうに話してくれた。現在は妻の実家もその街から引っ越してしまい、正月に妻の実家に行ってもマラソンを見ることはない。

そして先日、ふと私の定番であった「中華お節」を食べなくなり、インターネットで検索してみた。すると、残念ながら閉店してしまっていた。寂しさを感じると共に、一つの定番が終わったこと、そして自分自身が新しい定番を作る世代となったことをしみじみ感じた。私にも子どもが生まれ、新しい「定番」が始まりつつある。毎年、妻の実家へ行き、義父とともに年を越す。和風のお節を食べ、お雑煮を食べて新年が始まり、2～3日して東京へ戻り仕事が始まる。妻も私も新しい定番を楽しく作り始めたばかりである。いつまでも続くものではないとわかっているが、今年も違った「定番」を作れる楽しい家庭を築いて行きたいと思う次第である。

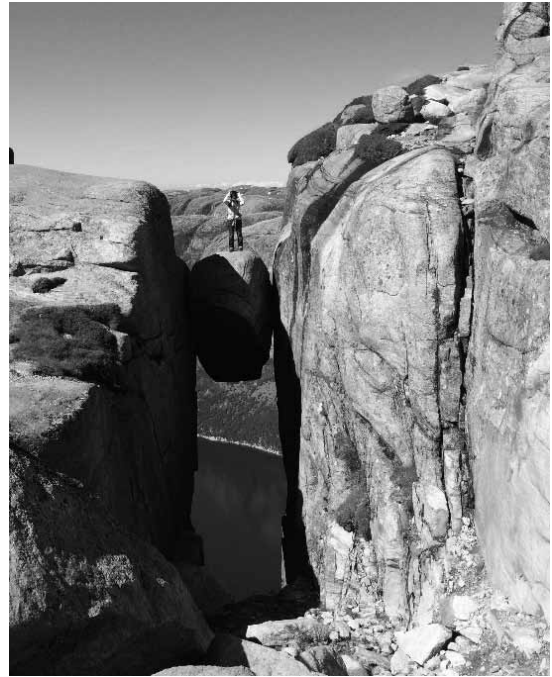
「シュラーグボルテン＝ 奇跡の岩」探訪

はま かわ ひさ こ
濱 川 久 子

税理士にならなければ、ツアーコンダクターになろうと思っていたぐらい旅が好きです。生涯の目標として世界50ヶ国に行こうと決めて、毎年旅を続け昨年目標の50ヶ国訪問を達成しました。50ヶ国行った中で一番記憶に残るノルウェーの旅の思い出を紹介します。

最初にノルウェーを旅したときに、たった1枚のポスターに目を奪われました。崖の間に岩が挟まっていて、その上に人が立っている！！

どうしても、この場所に行ってみたい！検索して、

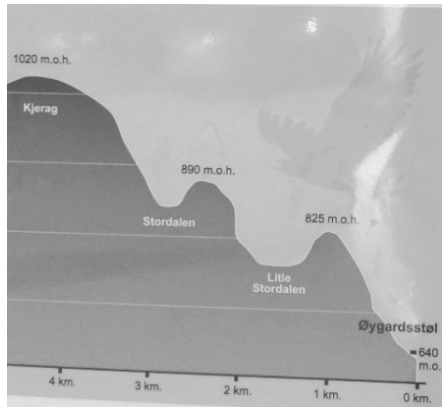


いろいろ調べると「シュラーグボルテン＝奇跡の岩」と呼ばれている場所という事が判明しました。ノルウェーの首都オスロ経由飛行機で1時間スタヴァンゲル空港から120キロ走った駐車場から4時間の山歩きでたどり着ける場所です。駐車場までは行くことができて4時間の山歩き？日本ではガイドブックも地図も手に入らないので、インターネットで訪ねた人のブログを読み、多分行けるだろう、という見込みで出発しました。

ノルウェーは、北欧の一国で、山とフィヨルドの国です。フィヨルドが入組んでいるので、電車が発達していません。おのずと移動手段は車となります。スタヴァンゲル空港からレンタカーを借りて途中1泊して、登山開始地点となる駐車場までドライブです。夏のノルウェーは、鏡のように透きとおった湖に山が映りこみ形容する言葉が見つからないほど美しい景色が続きます。点在する家々の赤や青い壁が山の緑に映えます。

駐車場にたどり着くと、日本では手に入らなかった案内図がありました。山ではなく、ほぼ崖を登り、山を2つ越えて、その先に目指す岩があることがわかりました。

地の果てのような秘境ですが、世界的には有名な秘境で同じ場所を目指す世界中からの観光客がたくさんいました。もちろん日本人も何組かに会いました。3つめの山を登ると、標高1600メートルの稜線が続き、深い碧色のフィヨルドがはるか眼下に見えます。天気にも恵まれ、絶景の中を登



山開始から3時間、目指す奇跡の岩にたどり着きました。崖と崖の間の雪渓を降りていくと、目の前に奇跡の岩はありました。柵などひとつもありません。足を滑らせれば、1,600メートル下へ落ちてしまいそうな恐怖で足がすくみました。写真の岩の上に立っているのは一緒に行った娘です。残念ながら私は怖くて岩に近づけませんでした。そして娘は「もう2度と乗らない」と言ってます。本当に怖かったそうです。

奇跡の岩がどうなっているのか？

どうやって岩の上に乗るのか？

それは、行った者だけの秘密です。

日本から遥か遠くの秘境ですが、行く価値のある私の一番のお気に入りの地です。



三会親善野球大会 に参加して

み うら とし ゆき
三 浦 敏 幸

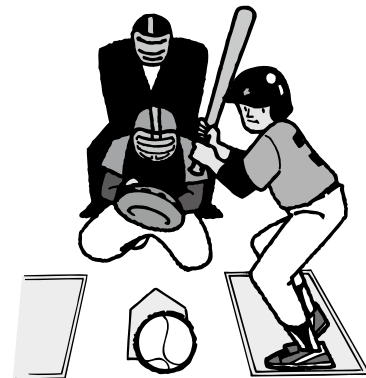
平成29年11月5日(日曜日)神宮外苑草野球場にて、三会親善野球大会が開催されました。三会とは、東京税理士会、東京弁護士会、日本公認会計士協会東京会のことを指しております。毎年11月の日曜日に開催され、各会の選抜メンバーによりチーム編成し、総当たりのリーグ戦で優勝を争います。私は、一昨年から声をかけていただき参加させていただいております。今年は、我が日本橋支部野球部からも4名が選拔されましたが、都合により私を含め2名が参加となりました。他支部の有力選手も参加できなかった方が多く、東京税理士会の最強メンバーを組むことが出来なかったと思います。

第一試合は、会計士会との対戦となりました。会計士会は、若い選手が多く元プロ野球選手や甲子園出場経験のある選手がいる最大の強敵です。近年優勝は会計士会に奪われており、打倒会計士会！は税理士会の念願です。私は、5番レフトで先発出場となりました。相手投手は、左腕の本格派投手でしたが、なんと初回にいきなり得点チャンスで打順が回ってきました。気合十分で打席にはいりましたが…バットイングカウントからチェンジアップを続けられタイミング合わずに三振し好機を逃してしまいました。その後は、税理士会先発(麻布支部のエース)も好投し、緊迫した投手戦となりゼロ行進が続きます。しかし、試合終盤に不運なあたりや守備の乱れも重なり得点され敗戦となってしまいました。

第二試合は、弁護士会との対戦です。もう優勝はありませんが負けるわけにはいきません。税理士会は小刻みに得点を重ね有利に試合を展開。投手陣も盤石の継投で圧勝いたしました。

残念ながら東京税理士会は念願の優勝ですることができませんでした。しかし常日頃、支部対抗野球大会で対戦している選手と同じユニフォームで野球をできるのは貴重な経験となりました。野球を通じて日本橋支部のみならず他支部、また他士業の方々との交流を広げられる機会をいただけたことに感謝しております。

近年、体力の衰えを感じる事が多くなってまいりましたが深夜のラーメンを控え、これから1年でも長くプレーできるよう精進してまいりたいと思います。



2018

新春随想 年男年女



年男(成年)に当たって

すずき ゆきのぶ
鈴木 幸信

昭和・平成時代を駆け抜けて6回目の成年を迎えることになりました。「光陰矢の如し」とつくづく感じておりますが、72歳という高年齢になったことを素直に喜んでよいのか複雑な気持ちです。

私は、昭和21年に福島県は南相馬市(旧原町市)の農家の二男坊として生を受けました。南相馬市は太平洋に面しており、東日本大震災の際には津波だけでなく原発事故という大きな被害を受け今でも海に沿って走るJR常磐線の一部の区間が寸断され、その区間は代行バスで接続しているような状況なので、復興は大分先ではないかと思っております。

この機会に私のこれまでの歩みについて少しだけ振り返ってみたいと思います。

高校卒業時には進学する程の能力もなく、また家庭の事情から公務員試験(税務職)を受け、仙台の研修所で一年間税法等の勉強をして東京局管内の税務署に赴任しました。

この時代は昨年9月まで放映されましたNHK朝のドラマ「ひよっこ」のヒロインの「みね子」と丁度重なります。ドラマの舞台は福島県と隣接する茨城県の農村であり、言葉(方言)も共通することから(ただ、あんなに訛らないと思いながら)毎朝楽しみにテレビの前に座っておりました。

東京は中学校の修学旅行以来であり大都市への憧れと、そして高校の同級生の多くが前年に東京の大学に入学していたこともあって、仙台での研修の終了を機会に東京局管内の勤務地を希望して叶えてもらいました。

昼は税務署の仕事をしながら夜は御茶ノ水の大学に4年間真面目に通いましたが、当時は大学紛争の最中でともに授業を受けることもできないまま卒業しました。

このようにして税務の道に第一歩を踏み出しま

したが、何とか定年まで無事勤め上げることができましたのは、諸先輩、同僚そして後輩の皆さんのお蔭であると感謝しております。

勤務地の殆どは東京局管内でしたが、その間3回程東京を離れ単身勤務を経験しました。熊本局、名古屋局そして高松局と出身地の東北とは反対であるため少し抵抗もありましたが、単身という気楽さから週末には管内や近隣の名所旧跡等を巡り、そこで地元の方の親切に接しながら名産物等を食することができました。熊本では馬刺しや米焼酎、名古屋では味噌煮込みうどんやひつまぶし、そして高松では讃岐うどん等に舌鼓をうったこと等が今でも懐かしく思い出されます。

平成18年に日本橋支部管内で税理士事務所を開いて既に10年以上経ちましたが、その間、広報部と税務支援対策部において支部の活動にも参加させてもらいました。広報部では会報「にほんばし」の発行の際に部員の皆さんが集まってゲラ刷りと原稿との読み合わせを行い、そして税務支援対策部では日本橋三越新館の地下道において一般の歩行者を対象とした無料税務相談を行って税のPR等を行いました。

「寄る年波には勝てぬ」との故事がありますが、今でも気持ちだけは昔の若かりし時のままですが、小さな水たまりを飛び越せないような現実直面すると老いを自覚せざるを得なくなりました。

これからは今の仕事を続けながら趣味の旅行(国内・海外)にできるだけ出かけ、絵画鑑賞等も大いに楽しみながら次回の年男(成年)を迎えたいと考えております。



60代を振り返って

さとう よしみつ
佐藤 嘉光

支部会員の皆様、明けましておめでとうございます。今年も宜しく願い申し上げます。

広報部からお話があり、思いつくまま筆を執りました。60代は、税理士として私にとって忘れら

れない時代になりました。

60代前半、当時支部長の河原先生から「佐藤さん支部の幹事をやってよ」と、声を掛けられました。当時は弟の事務所も手伝っていたのですが、浜町の事務所に専念することに決め、ある程度時間の余裕ができたのでお引き受けする事に致しました。

1期目は総務部に配属され、当時の木下部長の下で活動させていただきました。総務部の仕事は、各部のまとめ役であり、裏方でもあり、私にとっては難しいものでありましたがなんとか頑張りました。その頃から桜友会の先生方とも知り合い、いろいろなお話をしていただき、とても参考になりました。総務部の仕事で苦労したことは、議事録の作成で、テープから議事をおこすのですが、部員全員で交替してその作業を行っていました。

2期目も総務部に配属され、佐々木部長の下で活動を続けました。この頃議事録を作成するにあたって、「漢字が書けない、読めない」と痛感し「よし、漢字の勉強をしよう」と漢字検定に挑戦することに決めました。6級から始めて準2級まで続けましたが、いまだにそこに留まっています。

また2期目からは、当時支部長の中島先生に本会の委員も仰せつかりました。部署はどこでも構わないということでしたので、1人事務所でもありますので、あまり時間を取られない綱紀部に所属致しましたが、実際に入ってみると、考えていたこととはかなり違っていました。綱紀部の仕事は、綱紀事案と苦情処理にあります。綱紀事案では、グループの数名と事務局の担当者で該当する税理士の事務所を訪問したこともあります。懸念していたとおり相手方は留守で、居住の有無を確かめるため電気メーターを確認し、注意喚起の書類をポストに投函したことを覚えています。また、苦情処理業務は、税理士の顧問先のトラブルが主で、中でも多かったのが、報酬の未払いと預かり書類の不返却によるものでした。担当者は、顧問先の税理士に電話して苦情内容を説明するのですが、報酬が絡んでいると簡単に納めることはないように思います。このような気苦労な面もありましたが、例会の後の飲み会ではお互いの苦労話や世間話などで盛り上がったものです。

幹事3期目は、本会の綱紀委員の経験から支部も同じ綱紀部を希望し、高木先生の下で活動続けました。

6年を通じて、幹事・本会の委員をさせていただきましたが、漠然と考えていた支部及び税理士会の活動が、自分なりに見えてきて勉強になりました。

これからも、支部の行事等に積極的に参加して、若い先生方とも交流を図りたいと思います。

最後になりましたが、会員皆様方のご健勝とご事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



野球馬鹿な年男

わた なべ ひで き
渡 辺 英 樹

「いい歳して野球なんて」と思われる方もいるかもしれないが、一つ一つ勝利を積み重ねる目標を共有し、苦楽を分かち合えるチームメイトがいる。素直にPricelessな幸せを感じる。不思議と自分の年齢には鈍感でいられる。

昨年春、日本橋支部野球部は、四連覇を目指す大切な大会を迎えていた。トーナメントを勝ち抜くには、6試合を勝ち抜く必要がある。これまで三大会連続優勝、18試合の公式戦勝利を継続していた。

自身も年明けから仕事の合間にジム通いと休日の走り込みで、冬場は自主トレを重ねた。入部して15年も経ったが出たくても試合に出られない自分よりも若い部員がいる中で、試合に出られる限りは、最善を尽くさなければいけない。

四連覇まであとひとつの勝利。だが春季大会決勝戦は、相手エースの好投で点が奪えない。逆に追い詰められた中、最終回満塁のピンチの場面。三塁の守備についた自分の前に不規則な回転の打球が転がった。ホームインを許せない3塁走者。捕球を疎かしたつもりは無かったが、ランナーに送球をぶつけたい様にと、顔を上げた瞬間、グラブからボールが零れ落ちた。終盤の痛い失点。

続く最終回裏に反撃をするも、日本橋は麻布の前に無得点。相手も必死。四連覇は叶わなかった。トーナメント戦の厳しさを味わう結果となった。何としても春に新監督を胴上げしたかった。

夏、久しぶりに妻と野球観戦へ。数年前までは空席ばかりが目立つ横浜スタジアム。今では、常に超満員。セリーグ首位を独走する広島カープと

地元横浜DeNAとの対戦は、DeNAが9回裏2点差のビハインド。追い詰められたはずの横浜は、主軸ロペス、筒香、宮崎が3者連続の本塁打を放ちサヨナラ勝ち。目の前でこの漫画のような光景を目の当たりにすると、改めて野球に引き込まれる思いがした。勝者には最高の試合であり、敗者には残酷過ぎる結果が残る事がある。

再起を掛けた日本橋の夏合宿には、三人の特別コーチが参加した。東洋大姫路、柳川、早稲田実業…皆、甲子園のマウンドを踏んだ実力者。ずっしりと球の重みを感じながら、彼らを相手に打撃練習。

阿部マネージャーが用意した小振りなグローブも厄介だった。捕球から持ち替えを繰り返し体に覚えさせる。練習は苦にならない。勝つためにはやるしかない。各々が自分自身とチームの課題に向き合う。努力が必ずしも最高の結果を生む訳ではないが、最良の結果を残す者は努力を怠らない。

秋季大会は、準決勝まで駒を進める。相手は好投手清水を擁する上野。出会い頭の一打で先制を許すもエース山重はその後相手を寄せ付けない。

途中相手のミスに乗じて追いつくが、試合は1-1のまま延長戦へと続いた。日本橋の攻撃。粘り強い高橋が打って出ると、チーム一の俊足吉田が、代走として2塁に立つ。チャンスで自分に打順が回ってきた。この日ずっと待っていた高めのストレートを打ち返すと、逆転の決勝打は右中間を割り、キャプテン吉田がホームを踏んだ。

続く決勝も八王子を下し、春の雪辱を晴らす。大澤、引地、そして櫻井。これまでチームを支えてきてくれた三人目の先輩監督を胴上げ出来た。

そして新年。年男の私は年甲斐も無く、自身の年齢に鈍感なまま、春秋に6つの勝ち星を目指したい。更に若い部員にチームを繋ぎながら、来春には、再度四連覇に挑戦する…そのための一年をこの「卒業の無い野球部」で思う存分楽しみたい。

最後に夏合宿にお付き合い頂いた山脇さん、林さん、塚田さんに改めて御礼を申し上げます。

失礼ながらチームメートや先輩の敬称は省略させて頂きました。

そして野球馬鹿な私の話にお付き合い頂いた会員の皆様にお礼を申し上げます。

税理士生活40年を振り返る

あまの はじめ
天野 肇

あけましておめでとうございます。

年男（72歳）としてごあいさつ申し上げます。皆さんにご挨拶するのもこれが最後かもしれませんね。せつかくの機会ですので、40年の税理士生活を振り返ってみたいと思います。

読みやすいように、箇条書きに執筆したいと思います。

1 開業から40年

昭和54年3月（1979年3月）に開業しました。勤務先の先生から、若く独立すると生意気になるからと、アドバイスをいただきましたが、一城主が夢でしたので、33歳でしたが独立しました。事務所の開業資金も協組から融資をお願いし、荒波の中船出をしました。

日税連から30年継続会員の表彰も、年齢が達せず65歳になるまで待ちました。30年の期間はクリアしていましたね。50歳代は不服審判所の募集に申込みしたり、大学の教員に応募したり、その前は大学院2校で経済学や企業法学を学び多くの同志や教員と知り合うことになり今でもお付き合いさせていただいています。夢は叶いませでしたが、その社会を知ることが出来ました。行政書士会で研修の責任者になった時は講師の依頼に苦なく選任できました。税理士試験は国税3法を受験しましたので、日税連の相談員に応募してみると15人選抜のところ14人が国税OBでした。試験組は自分1人でした。知識不足が不選抜の理由とのことでした。この時は常日頃勉強していた



よかったと思いました。現在事務所は、システム開発に長けた息子が参加してくれ電子申告に心配が少なくなりました。3代続くM先輩に追い続けられれば良いかと。

2 ちょつぱり家族紹介

今事務所は妻と息子が付き合ってくれています。息子の協力で最近スピード良く処理できて、自分は高見の見物なのか遅刻、早退に甘んじています。老体は死なず、ただ消え去るのみは何時になるのかなど。

また、2女に孫が誕生し写真にしました。

3 日本橋支部に所属して

昭和54年(1979年)に現在の日本橋蛸殻町に事務所を構えて開業しました。今では青山、赤坂、汐留が華やかになりますが、昔は日本橋が商業の街として繁盛していましたが、時代も若者の街に移り変わっています。日本橋は全国に知れ渡っていますし、日本橋川にある高速道路も移転の計画もあるように聞いています。三越本店もある室町も大型商業地として代ろうとしています。日本橋地区は明るい話で持ち切りです。自分の人生の中では夢はもう一度とはいかないでしょうが期待したいと思います。

その地区に事務所が構えられたのも、お世話になった諸先生のおかげだと思いますし、また新入会員としてご指導いただいた諸先輩のおかげと紙面をお借りして感謝申し上げます。

さらには、入会当時から勉強会で判例や通達についての指導をいただいたW先生、M先生、I先生ありがとうございました。さらに野球大会で、スライディングの際に肉離れして、神宮球場から慶応病院まで背負っていただいたI先生、当時の野球部員、この場をお借りして感謝を申し上げます。

4 クライアント獲得方法

クライアントを得るのに、紹介や支部の無料記帳相談に参加しました。自分は顔を広めることを目標にし、勤務のころから、東京JC(東京青年会議所)に30歳から会員になり、40歳で卒業し、45歳からロータリークラブに入会し10年間にSAA、会計等要職を経験し、顧客としてもおつきあひできました。

1番良かったと思うことは、ゴルフクラブの会員になり、紳士たるメンバーに巡り合えたことです。

医者、弁護士、会計士、大手銀行マン、国会議員、その秘書ら多くの友人、顧客として、仕事に関係することになったことです。お付き合いして下さった人に感謝です。

最後に、会員の諸兄におかれましては益々のご健勝とご繁栄を祈りまして、これは私の拙文とさせていただきます。



ワンダフルライフ

いま いしん こ
今井 信吾

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます！

この原稿を書いているということは、私は戊年生まれの子男です。

年男・年女は、年神様(としがみさま・毎年お正月に各家にやってくる豊作や幸せをもたらす神様)のご加護を多く受けることができると考えられており、縁起が良いといわれています。

これまで、干支について全く関心がありませんでしたので、これを機に少し調べてみました。

犬は社会性があり、忠実な動物で、人との付き合いも古く、親しみ深い動物です。犬の縁起についても調べてみると、犬はお産が軽いとされることから、「戌の日」に安産祈願が行われるようになりました。皆様ご近所の水天宮は有名ですね！

さらに、戌の干支の特徴として、“勤勉で努力家”とあります(あたってる!?)。

干支生まれの守り本尊は“阿弥陀如来(あみだによらい)”です。

阿弥陀如来は一切の衆生(しゅじょう)を救うために四十八の誓いを立てた仏で、深い慈悲で極楽浄土に導いてくれます。

調べていくと、とても良いことばかりで、今年はとても楽しい1年になりそうです。

こんな素晴らしいであろう一年を迎えるにあたり昨年を振り返ってみると、野球に関連した思い出がたくさんできた一年でした。

一番の出来事は、息子がジャイアンツジュニアに選ばれたこと。私と息子が「毎日野球漬けのユニークな親子」ということでNHKに取材されたこと。9月に行われた第124回支部対抗野球大会に

て1年ぶり8度目の優勝を飾れたこと。その時には、優秀投手賞を頂けたこと。

取材時、NHKのアナウンサーに「今井さんにとって野球とは一言で何ですか？」と聞かれましたが、即答できず、しばらく考えてしまいました。

私にとっての「野球」とは、一言で「遊び」です。それも、「究極」の「遊び」。

お金がなかった時期でも週末は野球三昧。何があっても野球を続けてきたおかげで、息子と野球を通して多くの思い出ができました。息子の学童野球チームの監督をさせてもらい、去年は夢だった全国大会に出場もできました。シンドイもありましたが、子供たちと目標に向かって一緒に戦ったことがとても幸せでした。

支部の野球に参加したことで、たくさんの人たちと絆が生まれました。

たくさんの貴重な経験を、野球を通じて与えてもらった一年でした。

さて今年はどんな年になるのだろうか？

まあ、やってみないと分からないですね。でも、絶対縁起の良い年になりそうですし！

最後に本年の豊富を！

仕事も野球もワン！ランクアップします！

支部対抗野球大会もナンバーワン！を目指します！

皆様にとって、ワン！ダブルな一年でありますように！



年男、振り返って

すが わら かず みち
菅 原 一 道

新年あけましておめでとうございます。

年男を意識する機会が今までなかったのですが、今回原稿依頼を受けまして初めて年男というものを意識しております。

平成30年が年男、36歳になる年ですので3回目の年男となります。

12歳と24歳に1回目と2回目の年男がきており、その当時に思い返してみました。

12歳は小学校6年生、中学も公立の学校だったので受験等もなく、勉強はあまりせず無邪気に遊んでいた記憶しかありません。ひとつあるとすれば、

ミニバス（バスケットボール）をやっており、地区で優勝して、県大会に行ったなあくらいのものです。

24歳は社会人となっており、埼玉県狭山市にある税理士法人で働いておりました。24歳で税理士試験に合格し〜と書きたかったところですが、この年はまだ税理士試験の勉強をしており、早く受からないと追い詰められていた記憶があります。

24歳から36歳の12年間で振り返ってみると色々なことがありました。25歳で税理士試験合格、26歳で結婚、転職も2回しています。人生の節目となるイベントが目白押しの12年間でした。

少し話はそれますが、26歳くらいから仕事はもちろんです。プライベート（趣味）も成長していきこうということで、毎年プライベートで小さな目標を立てています。例えば、バイクの免許やダイビングのライセンスを取ってみたい、ハーフマラソン（本当はフルマラソンが目標だったのですが…）を走ってみたい、富士山に登頂してみたいと、色々なことにチャレンジしてきました。ここ最近取得した資格で面白いのが小型船舶操縦免許です。この免許は小型船舶を操縦するための免許であり、当たり前ですが、この免許がないと小型船舶を操縦することは出来ません。（自動車の免許と違い、免許を持っている人がいれば、他の免許を持っていない人も操縦することが出来ます）



小型船舶とはこんな感じです

船は費用面でハードルが高いとお思いの皆様も多いですが（よく「船は高いから買えないし」や「維持費も高いし」ということを言われます）、今はYAMAHAなどでレンタルすることが出来ますし、またレンタル費用も車のレンタルと大して差がありません。自分が操縦する船で釣りやクルージングを楽しもうと計画しています。

最後に36歳となる今年は私が所属する税理士法人が30周年を迎える年になります。偶然ですが、少し運命的なものを感じています。個人としても組織としても飛躍の年と出来るよう、お客様、一緒に働いてくれるスタッフのために尽力していこ

うと思っています。

長くなりましたが、今年が皆様にとって良い年になりますように心からお祈りしております。

節分会

わた なべ はる き
渡 辺 春 樹

旧暦では節分が新しい1年の始まり。

日蓮宗 麻布一本松 榮久山 大法寺(港区七福神めぐりの「大黒天」でもある)我が家の菩提寺です。

毎年恒例の節分会追儺式が行われます。

午後1時30分より祈祷法要(開運除災を祈願)、檀信徒・近隣の方・麻布十番の商店会の方等が参列して祈祷を受け、2時30分より境内において、年男・年女の方々により豆撒きをします。

境内には近所の親子さんが溢れるばかりに集まり、豆を頂いています。そのあと、麻布十番商店会主催で、町に山車が出て、豆撒きが行われます。

平成7年より20年間、8月7日に奈良東大寺の大仏様のお身拭い【大仏様の埃払い】に参加させて頂き平成23年からは菩提寺の節分会の祈祷を受けるように成りました。熱心な仏教徒ではない私が、縁あってこのような機会に恵まれ、清々しい思いをさせていただき有難い人生を送っています。

大法寺は大黒天でもあり甲子祭が

60日ごとに行われています。住職の方は荒行道場で知られる下総中山にある日蓮宗大本山法華経寺の荒行を本年の2月に無事敢行(三行目)されました。11月1日から壹百日間水行と読経を繰り返し、途中面会が許されている日に伺うとお上人様ほか皆さん髭ぼうぼう、声はかすれてそれは迫力のある形相です。耐えられずリタイヤする方もあるそうです。「天からお経が降ってくる」とたとえた人がいましたが、祈祷力は迫力の有るものです。

また、お寺では東北大震災の被災地に団参(石巻・釜石)法要、身延山久遠寺・七面山登山等の行事を開催等々…。

7回目の戌年の初めに当たり、ある方の言葉を頂くことにしました。「仕事はスピーディに合理的に、趣味等はゆっくり適当に情緒的に」を目指し、菩提寺の行事に関わりつつ、いつの日かお上人様にお世話して頂けるよう過ごしたいと思っています。

2月3日麻布十番暗闇坂の赤門の大法寺に寄ってみませんか、また、日本橋の七福神巡りのあとに、港区の七福神巡りも。



特集

野球部優勝までの軌跡



準決勝での一喝

野球部監督 さくら い かず よし
櫻 井 和 儀

東京税理士会の支部対抗野球大会は、春と秋に全支部参加のトーナメントが行われます。全支部ですから48チームのトーナメントになります。

日本橋支部はこの大会で昨年秋まで3連覇を果たしました。3連覇ということは一大会で6連勝、3大会で18連勝したということになります。

そんな最強チームの監督を今年から引き受けることとなりました。

迎えた春の大会は3回戦で麻布支部に0対2で敗退という結果に終わりました。敗因は何なのか、どうやって点を取るかなどの技術的なことばかり考えていたのですが、四役(運営方針等を決める

監督、キャプテン、会計、マネージャー)でのミーティングという飲み会で、チームの雰囲気が緩いという指摘があり、手を抜いているわけではないが、二十数年ぶりに優勝した時のようなギラギラ感が薄れているということでした。これは完全に監督の責任です。春の敗因の一つは未熟な監督だったのです。選手が何をすればよいかばかり考えていて、監督がなにをすべきかが中途半端な状態であることに気づきました。

ところが気がついたから何かできるかということもそんな簡単なものでもなく、練習や合宿でいろいろやってみるのですが、しっくりいかず、重圧だけが増していく中で、秋の大会を迎えました。

1日目は順調に勝ち進みましたが、2日目は投手陣の調子が上がらず、京橋支部に4失点、神田支部に9失点と苦しい試合展開でしたが両試合とも打線がカバーし、京橋支部に17得点、神田支部に13得点で何とか準決勝に進むことができました。

準決勝の相手は東京会一の投手のいる上野支部で、簡単に点を取ることができないことが試合前からわかっていて試合でした。先攻の我々は簡単に三者凡退で終わった1回裏の相手先頭バッターに出会い頭のライトオーバーのヒットを打たれ、連係ミスによりホームに帰してしまい1点を先制されてしまいました。この時のプレーを見て先の四役ミーティングで手を抜いているわけではないがギラギラ感が薄い、まさにそう見えました。

この場面、監督として何をしたらよいか、「大丈夫まだ1回だ」と言って励めますか、とも考えましたが、このままではズルズルいってしまうような気がして、一喝することに決めました。その回が終わりベンチ前に集合した選手に向かって、今出る最大の声で実行しました。正直何を言ったかよく覚えていません。

その後、税理士がやっている野球とは思えないハイレベルな投手戦となりましたが、5回に相手のエラーで追い付き1対1、その後延長戦となり、8回に会心のタイムリーヒットで1点取って勝つことができました。

1回終了後の一喝がこの試合にどう影響したか、わかりません。今でもそれでよかったのかと考えていますが、言わずに後悔するよりは良かったと思っています。

続く決勝ではエースを準決勝で温存して勝ちあがってきた八王子支部に3対1で勝ち、1年ぶりに優勝旗を取り戻すことができました。

この1年間、文句も言わずついてきてくれた選手に感謝です。

また、応援に来てくださった方々、ありがとうございました。



優勝の軌跡

よし だく に ひこ
吉田 邦彦

9月5日

夏の名残の日差しが残る暑い朝、第124回支部対抗野球大会が開幕した。

バッティングセンターから聞こえる金属音、
更衣室の雑踏感、
開会式、
すらない、

板橋区の小豆沢公園野球場から我々日本橋の快進撃はじまった。

江東西支部との乱打戦を制した荒川支部との初戦は26対0の圧勝であったが、最後まで集中力を切らさず戦い抜く事ができたのは、春の大会での3回戦敗退という悔しさを皆が胸に秘めていたからだ。

試合の直後、試合で流した汗以上の汗を流し練習をしたのも、同じ理由からだ。

一番大切な初戦を良い形で突破する事ができてほっとした。

9月19日

神宮軟式野球場に戻ってきた。

2回戦目は、日頃から同じ第一ブロックリーグでしのぎを削る京橋支部との対戦である。

相性が良い京橋支部が相手という事で油断をしてしまったのか？

いや、この日の京橋支部はこれまで対戦してきたいつものチームではなかった。

試合開始早々から奇策とも言える選手交代を行う京橋支部のベンチワークに翻弄され、終盤まで4対4の同点と、思わぬ展開となった。

同点のまま迎えた最終回、ワンアウト満塁の場面で櫻井監督が動いた。

「代打、松島！」

とてつもない緊張感の中、松島は一二塁間をしぶとく破るタイムリーヒットを放ち、これが決勝点となり2回戦突破。

3回戦も、同じく第一ブロックリーグでしのぎを削る神田支部との対戦である。

もともと打力に定評のある神田支部の、いつもにも増して迷いなく強振してくるスイングに、自慢の投手陣が打ち込まれて9点を奪われはしたが、打撃陣が奮起し13点を奪い辛勝した。

薄氷を踏む思いで何とかベスト4まで辿りついた。

9月26日

いよいよ最終日。

準決勝の相手は好投手を擁する上野支部である。

こちらも税理士会屈指の好投手である山重が先発を務める中、1回の裏、いきなり相手の先頭打者に三塁打を打たれ、エラーが絡み1点を先制されてしまった。

両投手の好投と両チームの攻守で、スコアボードに0点が並ぶ展開の5回表、関口のヒットに相手のエラーが絡み1点を返して試合を振り出しに戻した。

その後7回まで両チーム得点なし。

延長に突入した8回の表、ワンアウトランナー無しから高橋がヒットで出塁、その後ツーアウト2塁の展開となり、バッター渡辺。

3回戦で敗退した春の大会で、恐らく誰よりも悔しい思いをした自称「のびしろ男」が大仕事をやってのけた。

値千金のタイムリーヒットを放ち、2対1と勝ち越しに成功。

8回の裏を0点で抑えてゲームセット。

山重、阿部のバッテリーが目立つ試合であったが、1回の表から続く凄まじい緊張感の中を戦い抜いた選手全員がヒーローである。

そして決勝戦の舞台へ。

対戦相手は、二日目に前回大会覇者の麹町支部を撃破し、勢いに乗る八王子支部である。

準決勝でエースを温存した八王子支部に対して、我ら日本橋は今井・塩谷・山重の三枚看板による豪華リレーで対抗。

キャッチャーの阿部がタイプの異なる投手陣を巧みにリードし、攻撃力で決勝まで勝ち進んできた八王子支部の打線に対して仕事らしい仕事をさせず、一方で攻撃陣は、少ないチャンスを逃さず1点ずつ得点を重ね5回まで3対0の展開。

6回の裏、1点を奪われるも関口、小田、青柳ラインによる美し過ぎるダブルプレーでピンチを凌ぎ、3対1のまま最終回へと突入する。

7回の裏。

ツーアウト2・3塁、一打同点のピンチを迎える。

塩谷からマウンドを譲り受けた山重が渾身の力を込めて投じたボールを、相手打者が強振する。

強い打球がレフトに飛んだ。難しい飛球。

これを三浦が見事に捕球してゲームセット。

2期ぶり8度目の優勝である。

長い一日が終わった。

優勝の喜びに弾ける皆の笑顔と、泣きながら笑う櫻井監督、汗まみれの阿部マネージャーと交わした握手の感触は、生涯忘れる事のない大切な宝



物である。

以上のとおり、第124回支部対抗野球大会において8度目の優勝を飾ることができました。

野球部ではない方々のご支援・ご声援のお陰で優勝できたのだと本当に感謝をしております。

連覇を目指して頑張りますので、引き続きご支援・ご声援を宜しくお願い申し上げます。



臥薪嘗胆

やま しげ だい じ ろう
山 重 大 二 郎

一からの再出発。

今大会を迎えるにあたり最も相応しい言葉はこれかもしれません。

歴代記録単独2位となる「大会4連覇」を目指し臨んだ前大会。

オフシーズンから基礎練習を中心に鍛え万全を期して臨みましたが、宿敵麻布支部に延長の末惜敗を喫する結果に。

試合後は茫然自失とする自分がいました。

無意識のうちに「負けるはずがない」という驕りがチーム内にあったのかもしれません。

日本橋支部野球部は常勝軍団でもなく一人一人のプレイヤーが他支部と比較し突出しているわけでもありません。

日本橋支部野球部の強みは、他支部には決して負けないチームワーク、集中力、友情、そして野球愛です。

前大会は3連覇したという実績から、どこかそれらが抜け落ちていたのかもしれません。

もう一度初心に戻り、自分たちの野球を貫く。結果はどうあれ、それが日本橋支部野球部です。歴代の先輩方が積み上げてきたものあつての野球部であり、大切な仲間たちと野球ができることに感謝し、一球一球を大切に作る精神が必要です。

一からの再出発。

前大会の敗戦から多くのことを学びました。

勝ちよりも、負けから得るものの方が遥かに多く、今大会を迎える前には、一回り成長した野球部が出来上がっていたと思います。

前大会の敗戦後、定期的に徹底した基礎練習を行い、夏合宿においても炎天下の中、全員でひた

すら白球を追いかけてました。

精神的にも肉体的にも逞しくなって迎えた今大会。

2回戦(1回戦はシード)の荒川支部を26対0、3回戦の京橋支部を17対4、4回戦の神田支部を13対9で撃破しました。

いずれの試合も日本橋支部の野球を最後まで貫くことができ、まだ小さなミスはあるもののチーム全体でそれをカバーする良い野球が出来ていたと思います。

しかし準決勝、決勝はそんな小さなミスも許されません。

準決勝の相手は強豪上野支部。

上野支部には絶対的エースがおり、彼を攻略しない限り優勝は無いことは分かっていたので、燃えないわけはありません。

試合開始後は想定通りスコアで試合が進みます。こういう展開はミスをした方が負けることは分かっている中で、チーム全体が驚異的な集中力を発揮。

結果的に最終回に得点を挙げることで、2対1で勝利しました。

この勢いはそのまま決勝戦へと繋げられ、同じく勢いに乗る八王子支部も撃破。

前大会の敗戦からの苦しい4カ月を経て、栄冠をつかむことが出来ました。

わたし自身、最高殊勲選手賞を頂きましたが、初戦から各試合でのヒーローがたくさんいます。

投手は試合中どうしても孤独になりがちですが、そう感じさせない雰囲気をつくって頂いたチームメイトに感謝しております。

しかし、これは出発に過ぎません。次の戦いの準備は既に始まっています。

他支部が「打倒日本橋支部」で来ることは間違いありません。それに勝ってこそ真の王者。

選手一同、次大会に向け日々努力して参りますので、今後とも応援を宜しくお願い致します。



各 部 だ よ り

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成29年9月15日(金)10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件
 - (1) 日本橋税務署 平成29年10月3日(火)
対象は日本橋支部会員全員
 - (2) 中央都税事務所 平成29年10月27日(金)
(当番支部：日本橋)
 - (3) 質問・要望事項の提出状況
定例連絡会、常会を行うので出席をお願いしたい。審議の上、賛成多数で承認可決された。
2. 税を考える週間諸行事に関する件
11月13日からのスタートになる。
日本橋三越と日本橋プラザに相談コーナー
集まりが悪いので4名ほどお願いをしたい。
三越の午後 三ヶ尻先生
三越の午前 岩川先生
日本橋プラザ 川口先生・増田先生
詳しくは担当の方にご連絡をします。
審議の上、賛成多数で承認可決された。
3. 新入会員説明会開催日時及び運営方法に関する件
各支部の活動報告を行なう予定。
理事の方もご参加いただきたい。→後ほど理事会の方から連絡する。
税政連は後から決める。
審議の上、賛成多数で承認可決された。

4. その他

II. 報告事項

1. 平成28年度税務功労者都税事務所長感謝状
贈呈候補者推薦の件
2. 八団体合同役員会(7/31)の件
3. 日本橋税務懇話会(8/4)の件
4. 署との拡大定例連絡会(9/5)の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告

◎平成29年10月14日(金)10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 平成29～30年度各種無料相談担当者募集の件

2頁の各種無料相談の日程及び3頁の各種無料相談参加申込書を次回の配布物に同封する件につき、承認可決された。

2. 東京税理士会の配布物に、赤い羽根募金1万円の依頼が初めて送られてきた件

詳細は、東京税理士会に問い合わせることで、保留。

II 報告事項

1. 30年3月申告用「申告用確定申告の手引」配布の件
2. 支部会費免除の件
3. 税の作文審査会(9/26)の件
4. 署との定例連絡協議会(10/3)の件
5. 登録調査(10/11)の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告

◎平成29年11月14日(火)10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 新年賀詞交換会(平成30年1月15日(月)の件)
審議の上、承認可決されました。なお、関係団体への参加は各社3名に制限することとする。
2. 支部会費免除の件(結城総務部長)
審議の上、承認可決された。
3. 日本税理士共済会税理士団体保障加入の件
東京税理士会より各支部10名の加入依頼があり、事務局職員3名の加入を提案。
審議の上、承認可決されました。

II. 報告事項

1. 中央都税事務所との連絡協議会(10/27)の件
2. 第一ブロック支部連絡協議会(11/2)の件
3. 忘年会(12/15)の件
4. 事務局年末年始休業(12/29～1/4)の件
5. クールビズの件
6. 赤い羽根共同募金の件
7. 登録調査の件
8. 観劇会(30/3/28)の件

(総務部長 結城昌史)

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成29年8月21日(月)14:00～17:00

テーマ：「憲法と税理士」

講 師：日本大学法学部 阿部 徳幸教授

会 場：AP東京八重洲通り11F

※ 京橋支部ジョイント研修会

日 時：平成29年9月7日(木)18:00～19:30

テーマ：「労働法・雇用関係」

講 師：社会保険労務士 青木 幸江氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年9月19日(火)13:00～16:00

テーマ：「税理士実務質疑応答事例～法人税務編～」

講 師：税理士 宮森 俊樹氏(芝支部所属)

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

※ 第一ブロック合同研修②

日 時：平成29年9月28日(木)10:00～15:30

テーマ：①役員給与税制の諸問題(第30回会員研修会)

②改正財産評価通達による非上場株式の評価の実務(第31回会員研修会)

講 師：①税理士 藤曲 武美氏(豊島支部所属)

②税理士 小池 正明氏(日本橋支部所属)

会 場：日本橋支部会議室

※ ライブ配信研修会

日 時：平成29年10月3日(火)14:00～16:45

テーマ：「所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成29年10月18日(水)18:00～20:00

テーマ：【DVD研修】「同族会社オーナーの税務(法人編)～後継者へ円滑に事業承継するための基礎知識～」

講 師：税理士・日本税務会計学会副学会長

中島 孝一氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年10月20日(金)13:30～16:30

テーマ：「役員の税務と法務～平成29年度の税制改正を踏まえて～」

講 師：税理士 櫻井 光照氏(麴町支部所属)

会 場：T-CAT ホール

※ 京橋支部ジョイント研修会

日 時：平成29年11月 8日(水)13:00～16:00

テーマ：「年末調整説明会」

講 師：日本橋税務署・中央区役所担当官

会 場：日本橋公会堂ホール

日 時：平成29年11月15日(水)16:00～17:30

テーマ：「Fintechが士業にもたらす大改革」

講 師：株式会社マネーフォワード取締役

瀧 敏雄氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年11月20日(月)14:00～17:00

テーマ：「平成29年分の確定申告で気を付けたい譲渡所得」

講 師：税理士 土屋 栄悦氏

会 場：AP東京八重洲通り7F

日 時：平成29年12月4日(月)18:00～20:00

テーマ：【DVD研修】「所得拡大税制の実務～別表の表記をふまえ～」

講 師：税理士 西野 道之助氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成29年12月12日(火)14:00～17:00

テーマ：「国際課税の基礎」最近の調査現場から

講 師：税理士 望月 文夫氏

会 場：AP東京八重洲通り11F

日 時：平成30年1月15日(月)15:30～17:00

テーマ：新春講演会(寄席)「落語・漫才そしてお金の話」

講 師：ナイツ(漫才師、塙宣之・土屋伸之氏)

桂米多朗氏(落語家、真打)

会 場：ロイヤルパークホテル

日 時：平成30年1月24日(水)14:00～17:00

テーマ：「軽減税率及びインボイス制度の導入に係る疑問点など」

講 師：税理士 和氣 光氏

会 場：AP東京八重洲通り11F

日 時：平成30年2月1日(木)13:30～16:00

テーマ：「平成29年分確定申告にあたっての留意事項」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館6階ホール

日 時：平成30年2月8日(木)18:00～20:30

テーマ：【DVD研修】「税務調査上問題になり易い土地評価事例～現場の実務に活かす通達・裁決等の見方～」

講 師：税理士 渡邊 正則氏

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成30年3月20日(火)18:00～20:00

テーマ：【DVD研修】「最近の中小企業経営強化支援策について
～経営力向上計画、早期経営改善計画の策定ポイントを中心として～」

講師：税理士 湊 義和氏

会場：日本橋支部会議室

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：平成29年9月8日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成29年10月13日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成29年11月10日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成29年12月8日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年1月12日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年2月9日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成30年3月23日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

（研修部長 引地栄二）

〔厚生部〕

〈囲碁部〉

囲碁部の部員は現在25名ですが、この1年間に実際に参加いただいた方は、18名になります。

10月19日（木）に事務局会議室において秋季大会を開催し短時間の参加者を含め12名参加があり、結果は次のとおりです。

優勝 中西 茂廣 四段 4勝

準優勝 花山 三郎 四段 3勝1敗

第1位 井上 健治 二段 3勝1敗

11月16日（木）には白江八段によるプロ指導をお願いしましたが、白江先生には翌日の早朝に中国での親善囲碁大会の審判長として出発されることで、恒例の懇親会は事務局会議室でのささやかなものとなりました。

他の月では、定例の月例会を開催しました。

1月20日（土）には恒例の京橋支部との親善大会を日本橋支部の会議室で開催予定です。

（囲碁部 花山三郎）

〈ゴルフ部（TNG会）〉

2017年8月以降のゴルフ部の活動を報告いた

します。

9月8日（金）に泉カントリー倶楽部にて開催。

参加人数は24名。

優勝・大澤 昭人

2位・野本 徳治

3位・大澤 環

10月26日（木）に茨城ゴルフ倶楽部にて開催。

参加人数は24名。

優勝・垣本 容子

2位・関口 勝也

3位・湯本 康弘

11月16日（木）に総武カントリークラブにて開催。

参加人数は24名。

優勝・櫻井 和儀

2位・渡辺 英樹

3位・湯本 康弘

これからは、益々寒い季節になりますがゴルフ部は盛況で頑張っています。皆様の参加をお待ちしております。

（増田和弘）

〈ボウリング部〉

2017年11月28日（火）、品川プリンスボーリングセンターにて恒例のボウリング大会が会員・職員・家族の参加で開催されました。参加人数は、会員・職員・家族の総勢31名でした。ボウリング大会の後は親睦会も行われ、日頃あまり交流することがない他の事務所の職員や家族などと親睦を深めながら楽しむことができました。結果は以下の通りです。

（男性会員の部）

優勝・江間 政芳

2位・大澤 昭人

3位・森田 幸一

男性会員の部は、江間会員が前回の2位の雪辱を果たして優勝。大澤会員は惜しくも2位で連覇を逃しました。

（男性職員の部）

優勝・戸田 稔（廣田慶一事務所）

2位・内田 智（内田孝事務所）

3位・立川 大海（税理士法人レコルテ）

男性職員の部も同様に、前回2位の戸田氏が優勝し、前回優勝の内田氏は惜しくも2位でした。

（女性会員・女性職員の部）

優勝・松尾 綾子（吉田邦彦事務所）

2位・柏井 亜里沙（吉田邦彦事務所）

3位・加賀谷 政美(内田孝事務所)

女性会員・女性職員の部は、会員と職員が同じグループで白熱した「女の戦い」が繰り広げられました。結果は職員の方が上位を独占しました。

ハイゲームは、江間会員で連覇を達成。前回の174ピンから189ピンと15ピン伸ばしました。

他の事務所の職員などと交流する機会は大変少なく貴重な機会だと思いますので、次回もぜひ多数の方の参加をお待ちしております。

(増田和弘)

〈歌舞音曲部〉

通称カラオケ部は29年月例会を開催しました。場所は、甘酒横丁通りを明治座に向かって80メートル歩き左にとんかつ店を左に曲がり15メートル行くと駐車場がありその左にカテリーナの看板ありその2階です。

場 所 カテリーナ 人形町2-29-3

電 話 03-3639-5678

カラオケで楽しみましょう

日本全国のおいしいお酒とおつまみやまい泉のカツサンドなどを囲みながら楽しい2時間過ごしております。ぜひ先生のご参加お待ちしております。申し込みは支部事務局に、申込を忘れても当日参加お待ちしております。

平成29年8月11日(火)9名

9月12日(火)11名

10月10日(火)17名

10月14日(土)19名 第32回カラオケ発表会
パセラリゾーツグレースパリ上野公園前店にて会場いっぱいの応援団で盛り上がりました。

11月14日(火)6名 雨と納税表彰式と重なる

月例会の予定

平成29年12月12日(火) 月例会・忘年会

平成30年1月16日(火) 顔合わせ新年会

2月6日(火)

3月20日(火)

(カラオケ部長 若狭茂雄)

〈テニス部〉

テニス部の7月から11月までの活動報告を致します。

7月24日(月)品川プリンスホテル高輪テニスセンターにて練習会を行いました。参加人数は6

名。開始時間を19時にずらした効果が出てきたか、参加人数が増加してきました。

8月24日(木)同じく高輪テニスセンターで練習会を行いました。参加人数は5名。9月に行われる東京税理士会のテニス大会に備えた少しハードな練習でした。時期的に夜でも大変暑かったですが、屋内のテニスコートはエアコンが効いており快適に練習ができました。練習後のビールは最高でした。

9月6日(水)「有明テニスの森公園」にて「秋季東京税理士会テニス大会」が行われました。日本橋支部からは男子ダブルスに「佐々木・三田ペア」と「福田・青木ペア」が出場しました。「佐々木・三田ペア」は3位グループトーナメントへ「福田・青木ペア」は4位グループトーナメントにそれぞれ進出しましたが、健闘及ばずともに2R敗退でした。団体優勝は四谷支部、準優勝は練馬東支部、3位は目黒支部でした。四谷支部はこの6~7年常に上位に進出する強豪で今回は男子ダブルス、混合ダブルスでも優勝しました。日本橋支部はこの秋季大会は1990年以来、27年間団体優勝から遠ざかっています。次回はぜひともグループ優勝を目指したいところです。

9月28日(木)高輪テニスセンターで練習会を行いました。参加人数は5名。テニスの経験者である登録して間もない会員の方も参加して頂き、今後に期待できる良い練習会でした。練習後の飲み会は湯本部長も加わり6名参加で美味しいビールで乾杯。

10月5日(木)は、東京税理士会支部対抗テニス大会がありましたが、人数が集まらず、残念ながら参加を見送ることになりました。

10月26日(木)高輪テニスセンターで練習会を行いました。参加人数は1名。9月決算の得意先が多いなど業務で皆さんの予定が合わず、最少参加人数で行いました。

11月14日(火)高輪テニスセンターで練習会を行いました。参加人数は2名。幹事会や納税表彰式等の支部行事と重なり、参加者が2か月連続で少なく大変残念でした。今後は支部行事や部員の皆さんの予定等を確認しながら、練習会の日程を組んでいきたいと思っています。

★テニス部では、老若男女、初心者経験者を問わず部員を募集しています。プロのコーチから直

接指導を受けることができ、その人のレベルに合った練習をすることができます。冷やかしの参加も歓迎いたします。ぜひ、試しに参加してみてください。

今後の予定

- ・月1の練習会 19時～21時 「品川プリンスホテル高輪テニスセンター」
- ・春季東京税理士会テニス大会「昭和の森テニスセンター」

(テニス部 増田和弘)

〈アウトドア同好会〉

以前に、「アウトドア同好会」を立ち上げる趣旨を支部会員にお伝えしました。

その活動目的は、ランニング、ウォーキング、登山等としていましたが、活動を休止していました。この度、11月28日に江東区夢の島陸上競技場で開催された、日税グループ主催の「第3回日税EKIDEN」に参加しました。1周約1.15kmの周回コースを1区4周、2区3周、3区3周、4区4周合計14周、16.1kmの駅伝です。

日本橋支部は、1区藤村 直樹18'19"、2区増田 和弘16'48"、3区栗原 真平19'27"、4区三ヶ尻 忠敬21'33"、合計1時間16分23秒で、15チーム中第7位でした。

お疲れ様でした。このイベントを第1回の同好会とし、今後も活動を続けてゆく所存です。興味、関心のある方は、支部事務局へご連絡下さい。

平成30年には、新年会も計画しています。ご参加、お待ちしております。(発起人 木下純一)

(厚生部長 櫻井和儀)

〔組織部〕

組織部は、事業計画に基づき、①東京税理士会の標準支部規則等の改正に伴う支部規則の整備、②支部事務局職員就業規定の改正、③支部緊急連絡網の整備等の業務を担当しております。

平成29年6月の東京税理士会総会において、「標準支部規則の変更に伴う支部規則改正案」が可決されましたので、「支部規則の改正については、支部総会開催の前後に関係なく普通議決とする支部規則の改正案」を平成29年8月25日に東京税理士会に意見聴取書を提出し、平成29年10月3日原案のとおり回答を得ましたので、平成30年6月の支部総会に諮る予定です。

平成29年9月30日現在の会員に対し、「緊急連絡網」の見直しを行った上で、11月2日に全会員に周知いたしました。

また、支部会員も1,000人を超え業務も増加しておりますので、他支部の状況も踏まえ、副支部長の人数を現行の4名から5名に増員するための各規定の整備を進めてまいります。

(組織部長 竹田 修)

〔綱紀監察部〕

1 次の会議が開催されました。

(1) 署と支部との綱紀監察連絡協議会

日 時 平成29年9月4日(月)

午前10時～午前11時

場 所 日本橋支部事務局

出席者 日本橋税務署より中山総務課長補佐
東京国税局より目黒税理士専門官
支部より佐藤、鳴海、秋庭

議 題 にせ税理士の実態及びその予防対策等

(2) 綱紀委員・監察委員全体会議

日 時 平成29年9月12日(火)

午後2時～午後4時30分

場 所 東京税理士会館 2階 大会議室

出席者 会長以下本会役員、全支部の綱紀委員・監察委員
東京国税局より税理士監理官、総務課長補佐、税理士専門官ほか
支部より佐藤、鳴海

議 題 1 税理士の品位保持等について
2 にせ税理士の調査及び処理方針について
3 東京国税局の方針処理方針について

(3) 平成29年度綱紀監察合同会議

日 時 平成29年12月13日(金)

午後2時～午後4時30分

場 所 東京税理士会館 2階 大会議室

出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長
東京国税局より税理士監理官ほか8名、48税務署総務課長補佐
支部より佐藤、鳴海

議 題 1 本会綱紀部からの報告
2 本会業務侵害監察部からの報告
3 東京国税局の方針

4 東京国税局からの報告

5 支部からの提言等

2 「税理士証票」及び「会員章（バッジ）」の所持確認（平成27年度から29年度に係る29年度分）を実施しました。

日 時 平成29年9月5日（木）

午前10時～午後4時

場 所 日本橋支部会議室

対象人員 99名 実施会員 47名

対象法人 12法人 実施法人 4法人

3 「東京国税局からのお知らせ」を掲載いたします。（P.30参照）

会員の皆様におかれましては、税理士法はもとより、関連する法令、会則、規則等を遵守し、より一層の品位保持に努められますようお願い申し上げます。

（綱紀監察部長 佐藤宗石）

〔税務支援対策部〕

担当の先生方の協力を得て、次の無料相談や説明会を実施した。

《税務無料相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成29年実施日	会 場	担当税理士
9月6日（水）	法人会事務局	小山 栄一
9月20日（水）	〃	田中 洋二
10月4日（水）	〃	畑 芳広
10月18日（水）	〃	山口 佳彦
11月1日（水）	〃	秋庭 守
11月15日（水）	〃	岩本 忠司
12月6日（水）	〃	岩村 仁志

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成29年実施日	会 場	担当税理士
8月18日（金）	中小企業相談センター	皆平 弘一
9月8日（金）	〃	栗原 真平
9月29日（金）	〃	余西 吉巳
10月20日（金）	〃	天野 肇
11月14日（火）	〃	津村 玲
12月5日（火）	〃	宮原 裕徳
12月26日（火）	〃	佐藤 嘉光

《支部無料相談》

毎月第二水曜日支部事務局にて実施

平成29年実施日	会 場	担当税理士
9月13日（水）	支部事務局会議室	山口 佳彦
10月11日（水）	〃	小林 穰
11月8日（水）	〃	佐野 典子
12月13日（水）	〃	天野 肇

《税を考える週間無料相談》11月13日（月）

・日本橋三越地下出入口前にて実施

岩川由美子、津村 玲、佐藤 嘉光

高山 秀三、前澤左斗子、三ヶ尻忠敬

菅井 泰辰、畑 芳広、木下 純一

緑川 光

・日本橋プラザにて実施

川口 真理、増田 和弘

《青色申告会での説明》

平成29年実施日	会 場	担当税理士
12月5日（火）	日本橋青色申告会	石橋 将年
12月10日（日）	〃	〃
12月12日（火）	〃	〃

（税務支援対策部長 土田一夫）

〔法対策委員会〕

平成29年9月11日

東京税理士会にて支部法対策委員会等合同会議開催

課題検討について協議

支部に持ち帰り、統一課題①②等について各会員へ意見徴収のお願い

① 中小企業の事業継承について

② 税理士紹介等の広告宣伝について

平成29年10月17日

支部会議室にて支部法対策委員会開催

統一課題②について意見の取りまとめ

平成29年10月29日

東京税理士会 事務局制度調査課へ報告完了

今後の予定

平成30年1月開催予定支部長会

上記、調査結果報告。

（法対策委員長 渡辺英樹）

〔情報システム委員会〕

平成29年11月13日（月）

第1回情報システム研修会研修

「電子帳簿保存法は、まず一般書類のスキャンから」

平成29年12月5日（火）

税理士情報フォーラム 2017 出席

平成 29 年 12 月 7 日 (木)

第 2 回本会情報システム委員会

「e-Tax、eLTAX 電子納税の仕方について」

「はじめよう e-Tax ～WEB 版での法定調書作成編～」

また情報システム委員会は、「にほんばし」へ、税理士の先生方の IT への取組み状況を寄稿させていただきます。

(情報システム委員長 濱川久子)

情報システム委員が行く！

情報システム委員 河野 拓

日本橋支部の会員の皆様に電子申告の利用状況を見学させていただいて使い方や便利な点を報告したいと思います。

今回は、我が日本橋支部支部長の坂下眞一郎先生の事務所にお邪魔させていただきました。

河野情報システム委員：こんにちは！いつもお世話になっております。

スカイツリーが窓から見える素敵な場所ですね。

早速で恐縮ですが、坂下支部長の電子申告のご利用状況はいかがでしょう？

坂下支部長：はい、法人は e-Tax、eLTAX とも 100% 行っております。

河野情報システム委員：そうですか、それは素晴らしいです。

法人税以外にも消費税、法定調書、給与支払報告書、償却資産申告書、源泉税など出来るものはすべて行っているのでしょうか？

坂下支部長：はい、やっております。税理士カードの署名が必要なものはすべて私が行い、署名の必要のない源泉税などは職員さんにやっております。

河野情報システム委員：個人の所得税や贈与税についてはいかがでしょう？

坂下支部長：所得税については、2 件だけ紙で提出しており、その他は e-Tax です。贈与税も先方が良ければ行っております。

河野情報システム委員：その 2 件はなぜ紙なのでしょう？

坂下支部長：ネットを信用してない方なので、どうしても紙でしてくれと。



河野情報システム委員：なるほど、それは仕方がないですね。

ダイレクト納付についてはいかがでしょう？

これは個人的には大変便利だと思っております。e-Tax 後のボタン一つで税理士は納付書を作成して渡す手間が省けるし、顧問先は振込の手間が省けます。

地方税についてはまだ対応しておりませんが。

坂下支部長：そうですね。ダイレクト納付についても可能な限り行っております。地方税については平成 31 年 10 月 (平成でなくなっていますが) から対応予定ですよ。

便利なダイレクト納付ですが、先日問題が発生しました。

河野情報システム委員：ぜひ、お聞かせください！！

坂下支部長：消費税が毎月納付の会社がありまして、あるとき操作を間違ってしまったことがあって、そうしたら、同じ金額が 2 回引落されてしまいました。

河野情報システム委員：同じ月に 2 回引落しがかってしまう国税のシステムがおかしい気がしますが、極端な話、1 年決算ではなく、1 週間決算としていけば 2 回ありえるということかもしれません。

いずれにしてもネットを使った場合のデメリットですね。

坂下支部長：確かにこういうことは有るかもしれませんが、電子申告・ダイレクト納付についてはそれ以上のメリットを感じていますので、十分やっている方だと思いますよ。

河野情報システム委員：では、電子申告・ダイレクト納付については十分行っていますのでもう紙には戻れないですよね？

坂下支部長：そうですね。これだけ便利ですからね。

あと、十分高いJDLのソフトを使っているの、使わないともったいないじゃない(笑)。

河野情報システム委員：そうらしいですね。ちなみに私は達人を使っております。安いですよ(笑)。

最後にまだ電子申告を始めていない会員に一言お願いします。

坂下支部長：私はJDLを使っておりますが、わからないことがあればサポートに電話してほぼ解決できます。時間短縮やコスト削減にもなり

ますので、まずはご自身の申告から始めてみてはいかがでしょうか。メリットを実感できると思います。

河野情報システム委員：坂下支部長、本日はありがとうございました。大変参考になりました。

日本橋支部情報システム委員会は、支部会員の皆様の電子申告の導入を支援させていただきますので、「導入してみたいが不安だ」「何から始めて良いかわからない」など、支部までお気軽にご相談ください。

支部会員異動のお知らせ

平成29年7月1日～
平成29年11月30日

〈入会〉

7月26日 ^{アジ オカ タカ ヒデ} 味岡 貴英 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

8月9日 ^{ヤマ ダ ゲン タ} 山田 源太 〒103-0022
日本橋室町3-4-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階
税理士法人チェスター
電話 6869-5040

8月23日 ^{コ ヤマ マコト} 小山 信 〒103-0026
日本橋兜町18-5
日本橋兜町ビル2階
第一会計税理士法人東京事務所
電話 6869-4360

8月24日 ^{カワ イ マサ フミ} 河合 雅文 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

8月24日 ^{フジ カワ シ オウ} 藤川 真王 〒103-0012
日本橋堀留町2-3-8
田源ビル4階
税理士法人エーピーエス
電話 5643-2775

8月24日 ^{ニシ イエ サチ コ} 西家 幸子 同 上
8月24日 ^{カワ イ トシ ユキ} 河治 寿幸 同 上
8月24日 ^{サカ モト ヨシ ヒコ} 坂本 喜彦 〒103-0026
日本橋兜町11-7

ビーエム兜町ビル5階
税理士吉田光一郎事務所
電話 5623-2910

8月24日 ^{シノハラ ア キ コ} 篠原 亜由子 〒103-0025
日本橋茅場町2-17-6
いづみニューハイツ茅場町407号室
税理士法人日本橋総合会計
電話 3639-4191

8月24日 ^{ハヤシ タ イチ} 林 太一 〒103-0014
日本橋蛸殻町2-11-2
オートエックス工藤ビル4F
ストラダ税理士法人
電話 5643-6431

8月24日 ^{チ バ ススム} 千葉 進 〒103-0014
日本橋蛸殻町2-8-11
パークハビオ水天宮前702号室
電話 6661-1614

8月24日 ^{コ バヤシ コウ イチ} 小林 貢一 同 上
電話 090-9854-8020

8月24日 ^{オオ ニシ クニ オ} 大西 國雄 〒103-0028
八重洲1-7-4
矢満登ビル8階2号室
大西健一税理士事務所
電話 3277-0024

8月24日 ^{サ トウ アキ ヒロ} 佐藤 明弘 〒103-0013
日本橋人形町1-18-6
鳥近ビル3階
電話 6206-2257

8月24日 ^{ヒラ カワ アキラ} 平川 彰 〒103-0016
日本橋小網町16-14

8月24日	オ ノ カズ ユキ 小野和之	明星ビル302号室 電話 6264-8647	10月6日	イケ ガミ タカシ 池永孝	電話 4574-6688
		〒103-0028	10月26日	コ イケ ヨウヘイ 小池洋平	同上
8月24日	ア ベ コウ イチ 阿部幸一	八重洲1-9-9 東京建物ビル8階 税理士法人八重洲総合事務所 電話 3271-3824	10月26日	ヒラ ノ リョウ タ 平野亮太	〒103-0012 日本橋堀留町1-5-11 堀留Dビル7階 小池良税理士事務所 電話 5695-2381
		〒103-0001			〒103-0021 日本橋本石町3-2-7 常盤ビル10階 丹羽正裕税理士事務所 電話 3548-1161
8月24日	ツカ モト コウ ジ 塚本浩二	日本橋小伝馬町 10-6四方ビル3階 電話 6661-0638	11月21日	オ ボ カタヒロユキ 小保方博之	〒103-0004 東日本橋3-8-1 東日本橋コーポラス602号 電話 6264-9285
		〒103-0011			日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858
8月24日	ミツ ツカ カズ ヒコ 三塚一彦	日本橋大伝馬町12-17 月村マンション№30 802号室 電話 3663-5666	11月21日	イワ モト ジュン コ 岩本潤子	〒103-0022 日本橋室町3-4-7ヒューリック 日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6869-5040
		〒103-0014			日本橋室町ビル10階 税理士法人チェスター 電話 6869-5040
8月24日	タカ ノ ノブ ヒコ 高野信彦	日本橋蛸殻町1-17-2 ライオンズマンション日本橋908 電話 3527-2260	11月21日	イイ ノ マコト 飯野真	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-17-2-205 税理士法人さくらホールディングス 電話 6410-6430
		〒103-0027			〒103-0001 日本橋小伝馬町5-15 大倉ビル8F 電話 080-5514-6528
8月24日	イケ ガミ ダイ ジ 池上大二	日本橋3-6-13 アベビル5階 電話 6262-7573	11月21日	カワ サキ ヒロ ヤ 川崎博哉	〒103-0001 日本橋小伝馬町5-15 大倉ビル8F 電話 080-5514-6528
		〒103-0012			〒103-0001 日本橋小伝馬町13-4 共同ビル小伝馬町駅前801号 ミッドランド税理士法人 東京オフィス 電話 6661-1591
9月9日	フル ハタ ジュン イチ 古旗淳一	日本橋堀留町2-3-4 堀留寿ビル7階 電話 050-3551-4102	11月23日	フジ カワ ジュン イチ 藤川純一	〒103-0001 日本橋小伝馬町13-4 共同ビル小伝馬町駅前801号 ミッドランド税理士法人 東京オフィス 電話 6661-1591
		〒103-0004			〒103-0025 日本橋茅場町2-5-6 日本橋大江戸ビル501号 中央会計税理士法人 東京事務所 電話 090-8002-6850
9月15日	イ トウ ヒロ シ 伊藤広志	東日本橋2-18-3 グリーンパーク東日本橋リパーテラス101号 電話 5820-2821	11月28日	ワタ ナベ マサ トモ 渡邊正知	〒103-0012 日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775
		〒103-0012			〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビルディング3階 税理士法人高野総合会計事務所
9月26日	ツツ シン ノ スケ 筒真之介	日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775	11月28日	ワタ ナベ マサ トモ 渡邊正知	〒103-0025 日本橋茅場町2-5-6 日本橋大江戸ビル501号 中央会計税理士法人 東京事務所 電話 090-8002-6850
		〒103-0012			〒103-0027 日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビルディング3階 税理士法人高野総合会計事務所
9月26日	アン ドウ タイ キ 安藤大樹	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビルディング3階 税理士法人高野総合会計事務所	7月7日	トシ ユキ 橋本利行	〒103-0026 日本橋兜町11-4
		〒103-0027			日本橋兜町11-4

		羽生ビル2階 電話 090-5796-3228			日本橋堀留町2-2-4-205号 電話 6874-5464
7月10日	芝支部より イトウ アキラ 伊東 玲	〒103-0007 日本橋浜町1-4-14-202 電話 3864-5800	9月21日	八王子支部より モリ タ ナオ フミ 森田 尚文	〒103-0024 日本橋小舟町12-3 姫井日本橋ビル 税理士法人グラシア 電話 3669-3591
7月13日	新宿支部より イシ イ チカラ 石井 力	〒103-0027 日本橋3-4-15 八重洲通ビル5階 税理士法人東京シティ税 理士事務所 東京駅前支店 電話 6870-3462	9月22日	麻布支部より フジ タ マサル 藤田 賢	〒103-0016 日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場町2階 電話 6869-3937
7月18日	芝支部より マ フネヨウイチロウ 真船洋一郎	〒103-0022 日本橋室町1-13-10 松崎ビル2階 税理士法人真船・和仁会計事務所 電話 3527-9065	9月29日	神田支部より ナカ ムラ アヤ コ 中村 綾子	〒103-0023 日本橋本町4-15-11 岩月日本橋ビル5階 電話 5244-4003
7月27日	西新井支部より フクザワ ミツ ヒロ 福沢 光展	〒103-0023 日本橋本町3-1-6 日本橋永谷ビル407 電話 5647-8741	10月5日	麹町より エン ドウ ノリ コ 遠藤 範子	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル203号室
8月8日	江東西支部より ムカ イ タ シンゲ 向田 重雄	〒103-0013 日本橋人形町2-2-8 グレース5ビル5階 電話 090-5491-0428	11月1日	神田支部より タカ ヤマ カズ コ 高山 和子	〒103-0011 日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル2階 電話 6403-3923
8月15日	渋谷支部より トリ カワ タク ヤ 鳥川 拓哉	〒103-0027 日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル2階 ベンチャーサポート税理 士法人日本橋オフィス 電話 6265-1681	11月1日	麹町支部より ト サキ リュウ タ 戸崎 隆太	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858
8月24日	京橋支部より ムロ イ ケイ コ 室井 恵子	〒103-0015 日本橋箱崎町20-7 ITOビル6F 税理士法人Bricks & UK 東京事務所 電話 6222-8541	11月28日	麻布支部より ノ ムラ フミ オ 野村 文雄	〒103-0025 日本橋茅場町1-3-7 千代田ビル5F イースト国際税理士法人 電話 5651-7710
9月15日	品川支部より ナカ オカ マコト 中岡 真	〒103-0012	〈法人入会〉		
			7月13日	税理士法人東京シティ税理士事務所 東京駅前支店	〒103-0027 日本橋3-4-15 八重洲通ビル5階

電話 6870-3462
 8月21日 第一会計税理士法人 東京事務所
 〒103-0026
 日本橋兜町18-5
 日本橋兜町ビル2階
 電話 6869-4360
 10月19日 コンパッソ税理士法人日本橋事務所
 〒103-0007
 日本橋浜町2-28-1
 日本橋・浜町ビル5階
 電話 6638-6641
 11月10日 イースト国際税理士法人
 〒103-0025
 日本橋茅場町1-3-7
 千代田ビル5F
 電話 5651-7710
 11月30日 中央会計税理士法人 東京事務所
 〒103-0025
 日本橋茅場町2-5-6
 日本橋大江戸ビル501号
 電話 090-8002-6850

〈法人会員転入〉

京橋支部より

8月24日 税理士法人Bricks & UK 東京事務所
 〒103-0015
 日本橋箱崎町20-7
 ITOビル6F
 電話 6222-8541

〈事務所住所変更〉

タカ バタケ トキ コ
 高 島 祝子

〒103-0002
 日本橋馬喰町1-12-2
 タック馬喰町404
 電話 3527-3517

キタ ジマ ヒデ アキ
 北 島 秀 明

〒103-0014
 日本橋蛸殻町1-36-2
 共和ビル3F

ナリ タ カズ マサ
 成 田 一 正

〒103-0002
 日本橋馬喰町1-1-2
 ゼニットビル9階
 電話 5641-1921

イマ イ シン ゴ
 今 井 信 吾

〒103-0011
 日本橋大伝馬町17-4
 網川ビル5F

アラ イ マサ アキ
 新 井 政 明

〒103-0021

日本橋本石町4-2-3
 日東ビル7階

電話 6262-7231

サワ キ キョウ ノリ
 澤 城 敦 典

同 上

電話 6262-7232

タカ ハシ ノボル
 高 橋 昇

〒103-0021

日本橋本石町4-5-3

中尾ビル601

ワタ ベ ジ ロウ
 渡 部 二 郎

〒103-0013

日本橋人形町3-3-5

天翔日本橋人形町ビル5階505号室

電話 6661-0210

ツノ ダ ソウ ヘイ
 角 田 壮 平

〒103-0001

日本橋小伝馬町14-10

アソルティ小伝馬町Liens3階B室

電話 3527-3756

オオ ツカ エイ ジ
 大 塚 英 司
 マツ ムラ ショウ イチ
 松 村 正 一

同 上

〒103-0024

日本橋小舟町12-3

姫井日本橋ビル

ツツミ ケン サ ク
 堤 健 佐 久
 タカ オ マサ トシ
 高 尾 政 利
 ハナワ コウ ジ
 塙 浩 二
 フジ ワラ ショウ キチ
 藤 原 正 吉

同 上

同 上

同 上

〒103-0024

日本橋小舟町9-10

ステュディオ日本橋604

電話 3662-8151

オ サワ タカ シ
 小 澤 孝 史

〒103-0023

日本橋本町1-8-12

LaBelle 三越前701

ヤマ ザキ イチ ロウ
 山 崎 一 郎

〒103-0012

日本橋堀留町1-5-7

YOUビル5階

ゴウ ハラ ハル チカ
 郷 原 玄 哉

〒103-0025

日本橋茅場町3-5-3

日宝茅場町ビル8F2号

ヨコ ヤマ テイ イチ
 横 山 禎 一

〒103-0013

日本橋人形町3-3-5

天翔日本橋人形町ビル4階

ホイ 許 ン ソン
 許 仁 成

〒103-0025

日本橋茅場町1-3-7

千代田ビル5F

イースト国際税理士法人

電話 5651-7710

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人トゥモローズ

〒103－0001

日本橋小伝馬町14－10

アソルティ小伝馬町Liens3階B室

電話 3527－3756

税理士法人グ راشア

〒103－0024

日本橋小舟町12－3

姫井日本橋ビル

〈事務所電話番号変更〉

マツ シマ シン ベイ
松 島 慎 平

電話 080－3315－2224

〈事務所名変更〉

ク ボ タ リョウ ジ
久保田亮示

久保田亮示税理士事務所

コ イケ イサム
小 池 勇

コンパッソ税理士法人

日本橋事務所

〈転出〉

ナガ ノ ユウ イチ
長 野 裕 一
モト ザワ ヒロ カズ
本 澤 廣 一
フル オ ヤ ヒロ アキ
古 尾 谷 裕 昭
オカ ムラ ボ ミ
岡 村 宝 美
コ コ イケ タケル
小 池 猛
ヨシ ハマ ヤス ノリ
吉 濱 康 倫
オシカワ コウイチ ロウ
押 川 耕 一 郎
モリ タ カズ ヒロ
森 田 和 宏
ミズ コシ ノブ ミチ
水 越 信 道
ミズ タニ マサ ヒロ
水 谷 匡 宏
ワタ ナベ コウ キ
渡 邊 晃 樹
アイ カワ ミツ オ
相 川 光 生
アイ カワ キク ノ
相 川 菊 乃
イシ ハラ ヨシ ヒサ
石 原 嘉 久
カワ カミ テツ 夫
川 上 哲 夫
シン ドウ タカシ
進 藤 崇
シブ イ タク
渋 井 拓
サト ミ ユウ スケ
里 見 祐 介
トミ ヤマ ナオ ヤ
富 山 直 哉
イイ ヅカ タカ キ
石 塚 崇 貴
アリ タ ヨシ ヒト
有 田 佳 史

麹町支部へ
練馬東支部へ
京橋支部へ
麹町支部へ
芝支部へ
麹町支部へ
豊島支部へ
四谷支部へ
中野支部へ
麹町支部へ
東村山支部へ
京橋支部へ
京橋支部へ
豊島支部へ
渋谷支部へ
中野支部へ
新宿支部へ
麻布支部へ
練馬西支部へ
新宿支部へ
芝支部へ

〈退会〉

シマ ツ タモツ
嶋 津 保
カド モト アヤ
門 元 文

業務廃止
業務廃止

ホリ ベ ヒサシ
堀 部 久
ト ス ユ カ リ
鳥 巢 由 香 理
キ ムラ ヒデ ユキ
木 村 英 幸
コ ザカイ ノ リ コ
小 堺 乃 里 子
ゴン ショウ アキ コ
権 正 晶 子
カネ サカ ハジメ
金 坂 肇
イシ ハラ トシ ノリ
石 原 俊 典
ヒ ゴ キョウ コ
日 吾 享 子
フチ イ ヒロシ
淵 井 浩

業務廃止
九州北部会へ
関東信越会へ
業務廃止
業務廃止
北海道会へ
業務廃止
業務廃止
業務廃止

〈法人会員退会〉

税理士法人あおば総合東京事務所
合併解散税理士法人日本橋経営会計コンサルティング
解散税理士法人ブレーンタックスコンサルティング
解散

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

フク ダ ヒデ オ
福 田 英 郎 昭和5年8月12日 生まれ 87歳
平成29年10月30日 死亡

編集後記

あけましておめでとうございます。

新年号恒例の「年男・年女」を始め、随筆、研究論文等をご執筆頂きました各先生方、年末年始のお忙しい中、大変ありがとうございました。心より感謝申し上げます。

署長様にもご多忙のところご寄稿くださり御礼申し上げます。

年明けより確定申告期に向かって繁忙期に入ります。

また、寒さも厳しくなるかと思いますが、どうぞ皆様ご自愛下さい。(岩川由美子)

〈編集委員〉

増田和弘 岩川由美子 三品貴仙 小山栄一
岡村宗男 石橋俊英 緑川 光 高橋龍美
北島亜紀 木下純一

～ 東京国税局からのお知らせ ～

平成 29 年 12 月

税理士法違反とならないために

～ 税理士の皆様へ ～

平素から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

皆様は、税理士法第1条の公共的使命に基づいて、申告納税制度の円滑な運営に重要な役割を果たしておられます。

しかしながら、一部の税理士等の税理士法違反行為により、毎年、財務大臣による懲戒処分等が相当数行われております。

皆様が、税理士法違反とならないためには、税理士法の内容を正しく理解していただくことが必要です。

そのために、国税庁では、「税理士法違反行為 Q&A」など、税理士法に関する情報をホームページに掲載しておりますので、是非一度ご確認くださいようお願いいたします。

また、東京税理士会日本橋支部においては、税理士法その他職業倫理に関する研修を実施していますので、積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

(参考1) 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の件数

会計年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
件 数	41	50	59	41	39

(参考2) 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(参考3) 税理士法第39条(会則を守る義務)

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

国税庁ホームページ掲載の税理士法に関する情報

- ・ 税理士法
- ・ 税理士法基本通達
- ・ 税理士法違反行為 Q&A
- ・ 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

(平成 27 年3月 31 日以前にした不正行為に係る懲戒処分等に適用:財務省告示第 104 号)

(平成 27 年4月 1 日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用:財務省告示第 35 号)

など



国税庁・国税局・税務署

懲戒処分の対象となる税理士法違反行為の具体事例**～ 税理士法違反行為 Q&A(抜粋) ～**

国税庁ホームページに掲載されている「税理士法違反行為 Q&A」では、どのような行為をしたら税理士法違反となるか等について、Q&A 形式により、下記のような具体事例を多数紹介し、説明していますので、是非一度ご確認くださいませようお願いいたします。

◎ 故意に不真正の税務書類を作成した場合(税理士法第 45 条第1項該当)

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から自身には多額の借金があり税金を納めることができないので何とかしてほしい旨の依頼を受け、いずれ修正申告をしなければならないことを乙に説明した上で当年分に計上すべき売上金額であると認識しながらその売上金額を翌年分に計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。(問3-6 事例6参照)

**◎ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合
(税理士法第 37 条違反、第 46 条該当)**

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったことや確定申告しても税金が還付となると見込まれたことを理由に、連年法定申告期限までに確定申告書を提出せずに多額の申告漏れ所得金額を生じさせた。

なお、甲は、過去にも連年法定申告期限までに確定申告書を提出していなかったため、税務署から申告書を提出するよう指導されていた。

(問3-10 事例 12 参照)

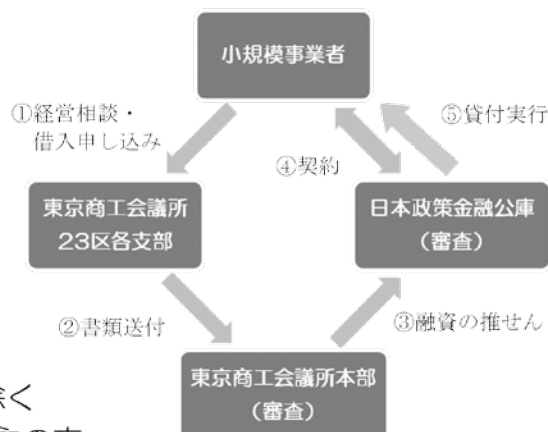
**◎ 税理士法第 52 条の規定に違反する者に対して名義貸しをした場合
(税理士法第 37 条の2違反、第 46 条該当)**

税理士甲は、勤務実態のない非税理士乙を使用人と装い、乙が作成した所得税及び消費税の確定申告書の内容を何ら確認せずに署名押印する「名義貸し」行為を行った。(問3-16 事例 23 参照)

[小規模事業者向け] 無担保、無保証人、低利の公的融資制度

国の融資制度（マル経融資）のご案内

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の
推せんを行います。
- ・安心して借入ができる
国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。
信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・パート・アルバイト・派遣社員・役員を除く
従業員 20 名以下（※）の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下（宿泊業・娯楽業は 20 人以下）
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.11%（平成 29 年 1 月 10 日現在）
※中央区の利子補助制度があります。

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
※融資限度額・返済期間の取扱いは、平成 30 年 3 月 31 日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。
※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

資金使途一例

●設備資金

・パソコン・プリンタ・
会計ソフトの入れ替え
・事務所移転時の什器
購入費用や敷金 等

●運転資金

・給与・ボーナスの支払
・諸経費の支払 等

経営に関する悩み承ります
弁護士による無料法律相談

第 3 火曜日

午後 1 時～4 時（1 回 30 分）

要予約・電話にてご予約ください

日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで 45 周年！

税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

日税グループ

検索

税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- ・税理士顧問料の集金代行
- ・税理士業務関連の研修会の運営
- ・関与先の事業に係わる集金代行
- ・関与先のコンサルティング支援

株式会社 日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介します。

- ・相続・収益物件・物件調査
- ・財産評価サポート
- ・不動産鑑定評価

株式会社 日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団取扱保険料適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 共栄会保険代行

生命保険・損害保険

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社 日税サービス



税理士とその関与先のために



日税グループ



株式会社 日税ビジネスサービス

0120-155-551



株式会社 共栄会保険代行

0120-922-752



株式会社 日税不動産情報センター

03-3346-2220

(本社代表)



株式会社 日税サービス

0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F



東税協のくささい 直営売店

税理士業務に
関する専門書店

東京税理士会館1階
営業時間

AM9:00~PM5:00

特典 **1** 定価の10%割引販売(一部商品を除く)

特典 **2** 1回のお買上げ金額5千円
(10%割引後)以上は送料無料

組合員、準会員には

3つの特典!

特典 **3** 代金後払いサービス

組合員・準会員特別優待券を
ご使用いただけます

代金後払いサービスは
ホームページ・FAX
にてご注文ください。

- ※書籍・書式、様式類など、
いずれも1冊から注文を
お受けしています。
- ※在庫のあるものは翌日配
送も可能です。



FAX
03(3354)6446



ホームページ
<http://www.tozeikyo.or.jp>



東京税理士協同組合 直営売店

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10番6号 東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141 FAX 03(3354)6446
営業時間 月曜～金曜(祝休日を除く)AM 9:00～PM 5:00

東京税理士会 野球大会 優勝



優勝メンバーでの集合写真

監督・キャプテン・
マネージャー・会計の4役

最優秀選手賞 山重会員

税を 考える 週間



首都圏外郭放水路見学会

日税グループ「日税EKIDEN」
アンカーの三ヶ尻会員



第32回
平成29年10月14日

カラオケ発表会



支部長挨拶



美女2人に挟まれ支部長熱唱



ゲスト



新入会員業務説明会



納税表彰式

